

令和7年小牧市議会第2回定例会会議録

① 令和7年6月17日第2回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 (欠 員)	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 (欠 員)
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 笹 原 浩 史	教 育 長 中 川 宣 芳
病院事業管理者 谷 口 健 次	市 長 公 室 長 入 江 慎 介
総 務 部 長 長 尾 正 人	地域活性化営業部長 石 川 徹
市民生活部長 落 合 健 一	健康生きがい支え合い推進部長 駒 瀬 勝 利
福 祉 部 長 江 口 幸 全	こども未来部長 川 尻 卓 哉
建 設 部 長 堀 場 武	都 市 政 策 部 長 舟 橋 朋 昭
上 下 水 道 部 長 笹 尾 拓 也	市民病院事務局長 竹 田 孝 一
教 育 部 長 矢 本 博 士	監査委員事務局長 松 浦 智 明
消 防 長 小 口 高 広	市 長 公 室 次 長 宇 野 嘉 高
総 務 部 次 長 古 澤 健 一	地域活性化営業部次長 伊 藤 加代子

市民生活部次長 小 川 真 治
福祉部次長 山 本 格 史
建設部次長 矢 澤 浩 司
上下水道部次長 三 品 克 二
教育部次長 岩 本 淳
副 消 防 長 高 橋 直 人

健康生きがい支え合い推進部次長 永 井 政 栄
こども未来部次長 野 田 弘
都市政策部次長 川 島 充 裕
市民病院事務局次長 堀 田 幸 子
会 計 管 理 者 舟 橋 知 生

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 正 夫
書 記 舟 橋 紀 浩

議 事 課 長 松 宮 克 哉
書 記 伊 藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（小島倫明）

皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「諸般の報告について」、今定例会の説明員として新たに病院事業管理者に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

日程第2、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

○14番（河内 光）

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告させていただきました質問事項一点につきまして、質問をさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

それでは、質問項目 1、都市計画道路等の整備状況について質問をさせていただきます。

都市計画道路には、個別固有の整備目的があります。隣接都市との連携路線、起終点が市町間をまたぐ一般県道、インターチェンジにつながる交通拠点を連絡する路線、災害時の緊急輸送道路等です。

また、用地買収や整備工事を考えれば、膨大な予算と年月が必要となりますが、早期完成を待ち望む地域の声を多く聞きます。

しかし、その時期があまりにも不明瞭なことに対しての様々な意見も聞きます。

そこで質問をします。(1) 巾下地区の整備状況について、アとして都市計画道路、一宮春日井線の整備状況について伺います。

イとして、都市計画道路一宮舟津線の整備状況について伺います。

ウとして、市道廣田線、廣田 1 号線の整備状況について伺います。

以上、誠意ある御答弁を期待いたしまして、1 回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○建設部長（堀場 武）

質問項目 1、都市計画道路等の整備状況について。(1) 巾下地区の整備状況について。ア、都市計画道路一宮春日井線の整備状況についてのお尋ねであります。

都市計画道路、一宮春日井線は、一宮市を起点として岩倉市、小牧市を経て春日井市に至る尾張北部の主要幹線道路であり、小牧市内においては東西に横断する国道 155 号をはじめ、並行する主要地方道、春日井一宮線の交通円滑化に寄与するとともに、南北に接続する都市計画道路一宮舟津線と合わせて、西部地区の骨格を形成する重要な路線であります。

小牧市内の整備状況としましては、市道トラックターミナル 1 号線と交差する舟津西交差点から東側において供用されてる状況であります。

また、岩倉市側においても、八劔町六反田交差点より西側において供用されてる状況であり、小牧市舟津地内から岩倉市八劔町地内に向け、矢戸川を挟んだ両交差点間の約 1.6 キロメートルの区間が現在も未整備となっております。

続きまして、イ、都市計画道路一宮舟津線の整備状況について、ウ、市道廣田 1 号線の整備状況についてのお尋ねであります。

イとウは、関連がありますので一括して答弁させていただきます。

都市計画道路一宮舟津線は、江南市から小牧市の西部地区を南北に結ぶ幹線道路で

あり、舟津地内の終点部であります都市計画道路一宮春日井線に至る路線であります。また、市道廣田1号線は、一宮春日井線の交差部からさらに南へ拡幅延伸し、市道トラックターミナル1号線と接続する路線であります。

両路線を整備することにより、西部地区の南北を軸とする道路ネットワークが形成され、周辺道路の交通円滑化が図られるとともに、交通渋滞の緩和にも寄与するものと考えております。

現在の整備状況としましては、本市が事業主体となっております国道155号以南の一宮舟津線については、徳重橋の南約120メートルの地点から一宮春日井線までの約200メートルの区間が未整備となっております。

また、市道廣田1号線については、一宮春日井線の交差部から市道トラックターミナル1号線までの約200メートルの区間で未整備となっております。

両路線ともに小牧市土地開発公社に用地買収依頼をしており、現在までの用地取得率は約54%となっております。

以上でございます。

○14番（河内 光）

御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、（1）ア．都市計画道路一宮春日井線の整備状況についての再質問です。

先ほどの御答弁において、舟津地内から西へ三ツ渚地内を経て矢戸川を挟んだ岩倉市八剣町地内まで、1.6キロメートルが未整備区間ということが分かりました。

そこで、再質問をさせていただきます。

この、未整備区間についての事業促進に向けた考え方について、お伺いをいたします。

○建設部長（堀場 武）

未整備区間の道路整備につきましては、巾下地区の区長会要望事項として、市に提出されており、事業主体である愛知県に対して、地元の声を届けておりますが、現時点では事業化に至っていない状況であります。

そのため、まずは現状の課題などを把握することが必要であると考えておりますので、事業化の検討を進めさせていただくために必要な基礎調査を行い、令和5年度には愛知県と協力して関係者に対して、物件調査を実施し課題などの整理を行っております。

また、舟津地内で南北に接続する都市計画道路一宮舟津線の事業進捗を図ることで、より一層の事業効果が期待できると考えておりますので、事業化への選択肢の一つと

して検討していただけるよう、市において当該路線の整備を進めているところであります。

いずれにしましても、都市計画道路一宮春日井線は、本市のみならず、尾張北部地域にとって、東西の道路ネットワークの拡充による物流の効率化や、並行する東西の幹線道路の渋滞緩和が期待できるとともに、地域経済の好循環を図り、企業進出などの産業面の生産性向上を目的にストック効果を高めることが期待される非常に重要な路線だと考えております。

今後も地元の声を愛知県に届けるとともに、都市計画道路の重要性を踏まえ早期事業化に向け、隣接する岩倉市とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○14番（河内 光）

御答弁ありがとうございました。

愛知県が事業主体である都市計画道路、一宮春日井線の未整備区間の道路整備につきましては、御答弁にありましたとおり毎年、巾下地区、区長会からの要望事項として市に提出をされております。

事業主体は愛知県になりますが、道路の計画地沿線は舟津、三ツ渚地区の住民の皆様のご生活拠点でもあります。

四十数年ほど前になると思うんですけども、その当時計画ができたそのときから、計画沿線は建築物を建てる時も、セットバックをしたりとか建築制限があったりと、土地の有効活用も制限をされております。

しかし、新しい道路ができるならば協力をしたいという気持ちで、沿線の皆様は開通を長い間、心待ちにしております。

どうか、事業化に向けた歩みを止めず、前向きに進めていただくことをお願いいたします。

続けて質問をします。

都市計画道路一宮舟津線、市道廣田1号線の未整備となっている要因と、事業進捗に向けた今後の取組についてお伺いをいたします。

○建設部長（堀場 武）

事業進捗が図られていない要因として、事業用地の所有者との合意形成ができず、用地取得に至っていないことが挙げられます。引き続き、丁寧な用地交渉を重ね、残る用地の取得に努めてまいります。

また、両路線において、一定の用地が確保できている区間については、今年度に用地調査を実施し、来年度以降、部分的に工事に着手する予定であります。

いずれにしましても、事業進捗には地権者や地元の御理解、御協力が必要になりま

すので、引き続き関係者との連携を密にし、事業の進捗を図ってまいりたいと考えています。

○14番（河内 光）

御答弁ありがとうございました。

都市計画道路一宮舟津線、市道廣田1号線についての現状と、今後の進捗についての考え方も理解ができました。

今回、質問した3路線の未整備区間は、愛知県が事業主体である都市計画道路一宮春日井線が約1,600メートル、小牧市が事業主体である都市計画道路一宮舟津線が約200メートル、同じく小牧市が事業主体である小牧市道廣田1号線が約200メートルであることが分かりました。

この3路線がつながる計画で、巾下地区において必要な道路であることも先ほどの答弁から理解ができます。

また計画から四十数年たった現在でも、計画当初と変わらない地元からの要望も根強くございます。

今後も、歩みを止めることなく、粘り強く事業を進めていただきますようお願いを申し上げて、私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○6番（阿部哲己）

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、先の通告により質問項目一点について、質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

それでは質問項目1、鷹ヶ池についてお尋ねをいたします。

本市の東部地区にあります鷹ヶ池は現在、整備が進められている（仮称）小牧市農業公園の北側に位置し、農業公園のため池として活用されておりますが、かつては活性化を図るため、車が入れる駐車場やフィッシングエリアや、水辺のウッドデッキの歩行場所、あずまやや菜の花畑などもあり、散策に訪れる方もある場所とお聞きしております。

農業公園については造成工事も終わり、いよいよ本格的な整備に入っていく段階であります。

以前は、この鷹ヶ池も農業公園の区域に入っており、一体的に整備をしていく予定とお聞きしておりましたが、現在の整備計画ではその規模も縮小となり、鷹ヶ池はこの区域から除外されたとお聞きしております。

鷹ヶ池をもう一度、農業公園の区域に復活させるとか、そういった考えはありませんが、農業公園が整備されているこのタイミングで、少しでも整備することで東部地区の憩いの場がより充実するのではないかと思います、今回の質問に至りました。

そこで、鷹ヶ池の活用についてお尋ねをします。

アとして、鷹ヶ池の経緯について伺います。イとして、現在の管理状況について伺います。ウとして、今後の活用について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について、答弁を求めます。

伊藤次長。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

質問項目1、鷹ヶ池について（1）鷹ヶ池の活用について、ア、経緯についてのお尋ねであります。

鷹ヶ池は、丘陵地で多くのため池を活用して農業を行っている小牧市の東部、篠岡地域にある農業用ため池の一つであります。

その経緯についてであります。昭和2年3月31日に発行された「篠岡村誌」によりますと、昭和初期のこの時点においても、過去の記録によればとの書き出しで、当時の篠岡村の農業用ため池は、年号が寛文の時代に全て完成したと記されております。

寛文は、1661年から1673年の江戸時代初期の江戸幕府第4代将軍、徳川家綱の時代で、この時代に篠岡村では太良上池、太良下池、四ッ池、そして鷹ヶ池も含め110か所余りの農業用ため池が完成したものと記されており、鷹ヶ池は古くから農業用ため池として活用されていたことが確認できます。

近年においては、昭和36年、愛知用水の通水が開始された当初より、愛知用水から農業用水として鷹ヶ池に配水されております。

また、昭和53年度から平成5年度にかけて整備された「県営圃場整備事業篠岡地区」として、鷹ヶ池を起点とした農業用パイプラインや導水路などの整備がされております。昭和57年度から昭和58年度においては、県営老朽ため池等整備事業として、鷹ヶ池から農地へ配水する施設や堤防などの整備が行われ、現在も鷹ヶ池は地域にとって営農に必要な農業用ため池として活用されております。

次に、鷹ヶ池の農業用ため池以外の活用の経緯といたしまして、平成4年度、（仮称）小牧市農業公園基本計画策定時に、鷹ヶ池を水辺の修景エリアとして農業公園計画区域に位置づけ、平成4年度から平成5年度にかけて、あずまや、散策路、護岸工

事等の整備を行い、水辺の親水空間としての活用を開始いたしました。

また、東部地区の桃花台ニュータウンの建設が進行し、さらなる周辺市民の憩いの場が必要であると考え、地元野口区と調整を図りながら、平成8年度に池の上に張り出した形の木製デッキを整備し、平成10年度には鷹ヶ池フィッシング場としての活用を開始し、平成11年度には屋外トイレを整備しております。

この鷹ヶ池フィッシング場につきましては、放棄された釣り糸などがパイプライン内に流入し、鷹ヶ池からの農業用水の受益地となる農地に排出され、農家がその処理をするというような事例が多発したことなどの理由から、平成24年3月末に閉鎖となっております。

また木製デッキは、老朽化により安全に使用していただくことが困難な状態になったことから、令和4年度と令和6年度の2か年で撤去をしております。

そして、鷹ヶ池も計画区域内に位置づけていた（仮称）小牧市農業公園の計画につきましては、当初、有料エリアを設け、園内限定での通貨を流通して、食育や環境学習をプログラム体験するといった大規模で進められておりましたが、平成25年3月に計画を凍結し、長期的な視点に立って適正規模の農業公園となるよう計画全体の見直しを行ったことで、平成27年度に鷹ヶ池を農業公園計画区域から除外しております。

鷹ヶ池については、学校教育にも活用されており、東部地区の光ヶ丘小学校では、小牧市女性の会とともに鷹ヶ池の敷地を活用して菜の花を栽培し、種まきから搾油した菜種油を使用したドーナツ作りを食育学習の一環として行っているところであります。

古くは江戸時代から続く鷹ヶ池の経緯ではありますが、現在も従来からの農業用ため池として活用しており、鷹ヶ池周辺の散策路には梅、桜、フジ、モミジなど、季節折々を彩る植物も生育し、季節ごとに楽しめる散策路として、御利用いただいている状況であります。

続きましてイ、現在の管理状況についてのお尋ねであります。

鷹ヶ池の現在の管理状況といたしましては、農業用ため池の機能を維持する必要があるため、池の堤防のり面の外側部分の草刈りを年1回実施して、池からの漏水がないかを確認することや、鷹ヶ池から農地へ配水する施設などを目視により継続して観察を実施しております。

また、ため池の水位が低下する冬季の非かんがい期に、ため池に堆積している土砂を目視にて確認し、必要に応じて土砂のしゅんせつを行うなど、ため池の適正管理に努めております。

また、鷹ヶ池の周囲の一部は、散策路として開放しているため、鷹ヶ池管理委託と

して地元区である野口区に委託し、日常の維持管理を実施していただいております。

委託内容といたしましては、散策路、桜や梅などの植栽部分の草刈り、トイレの清掃、ごみ拾い、出入口の南京錠の開閉であり、実施頻度につきましては、草刈りが毎月2回で年24回、トイレの清掃及びごみ拾いが週1回で年52回、出入口の南京錠の開閉は、年末年始の12月29日から1月3日を除き1年間、毎日実施していただいているところであります。

私からは以上となります。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

それでは続きまして、ウとして、今後の活用についてのお尋ねでございます。

現在の鷹ヶ池は、愛知用水を水源とする農業用ため池で、農業用水は野口区の農地へパイプラインを通じて配水をされており、取水した農地から出ていく水の排水路は、コンクリート製の排水路が布設されているなど、営農に必要な施設が十分に整備されていることから、耕作者にとっても貴重な水資源のため池となっているところでございます。

また、ため池周囲の散策路には、過去に景観を考慮して植樹した樹木が育ち、現在は適度な木陰もできておりますので、市民の散策路として継続して御利用いただいております。

また、こういったことで考えております。

今後も、鷹ヶ池を農業用ため池として機能を維持するため、適切な管理を行うとともに、引き続き野口区に御協力をいただきながら、日常の維持管理に努めてまいりたいと、そういうことを思っています。

以上になります。

○6番（阿部哲己）

御答弁ありがとうございました。

鷹ヶ池について、これまでの経緯、現在の管理状況、今後の活用について、御答弁をいただきました。

鷹ヶ池については、鷹ヶ池を起点とした農業用パイプラインなどが整備され、野口区では現在も地域にとって営農に必要な農業用ため池として活用されていることが確認できました。

（仮称）小牧市農業公園の区域から、鷹ヶ池が除名された理由も、これまでの大規模な計画から、長期的な視点に立って適正規模の公園となるよう計画全体の見直しを行ったことで、農業公園の区域から除外されたことを再確認できました。

また食育学習の一環として、鷹ヶ池の敷地内で、菜の花を栽培して菜種油を搾取し、

光ヶ丘小学校にて、菜種油を使用したドーナツ作りを行っていることも確認できました。

当時、魚釣りをする方で、にぎわった鷹ヶ池フィッシング場は、放置された釣針などを地元の野口区の農家の方が処理をする事例が多発したことで、フィッシング場が閉鎖されたことや、木製デッキについても老朽化で安全に使用できなくなったことから撤去されたことも確認できました。

そして鷹ヶ池については、古くは江戸時代から現在においても農業用ため池として活用されており、現在は地元の野口区に散策路や植栽部分の草刈り、トイレの清掃、ごみ拾いなど日常の維持管理を実施いただき、その歴史を重ねていることも確認できました。

そこで、再質問させていただきます。

歴史のある鷹ヶ池は、鷹ヶ池を起点とした農業用パイプラインなどが整備され、地域にとって営農に必要な農業用ため池として活用されているとのことですが、現在、鷹ヶ池からどの程度の耕作面積や耕作者に配水をされているのかお尋ねをいたします。

お願いします。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

鷹ヶ池の水を利用している耕作者及び耕作面積についてであります。鷹ヶ池の取水先は愛知用水であることから、愛知用水土地改良区に確認をいたしましたところ、鷹ヶ池からの受益地区は野口地区の一部で、令和7年4月1日現在、組合委員数は56人であり、受益面積は特段広い地域ではありませんが、平成17年4月1日時点において、8万7,616平方メートルで令和7年4月1日現在が8万7,239平方メートルと、20年を経過しても面積に大幅な減少は見られません。

これは、パイプラインの整備などによって、この地域が耕作しやすい優良な農地となったことにより、代々耕作が続けられている地域であると考えられます。

○6番（阿部哲己）

御答弁ありがとうございました。

この鷹ヶ池が、農業用ため池として現在も大変有効に活用されていることが確認できました。

農業用ため池として、大変に有効に活用されている鷹ヶ池ではありますが、その敷地の中に高さ5メートルから6メートルほどの支柱の時計が設置されておりますが、止まったままの状態で放置されております。

そこで、再質問させていただきます。

この時計は、長い間止まっていると思いますが、農業公園の整備が進む中において、

修繕していく考えがあるのかをお尋ねをいたします。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

時計塔の修繕のお尋ねでございますが、鷹ヶ池の敷地内には、3面式の時計塔が設置されており、その基礎部分には、小牧市養鶏振興会の寄贈名盤が設置をされております。

これは、平成9年に、小牧市養鶏振興会が解散するおりに寄贈されたものでありますが、平成24年には時計が止まっていたと記録があります。

この当時は、平成24年3月末に鷹ヶ池フィッシング場が閉鎖となり、平成25年3月に鷹ヶ池を区域に含む農業公園の計画を凍結しております。

平成27年度には、鷹ヶ池を農業公園計画区域から除外するなどの状況下であり、本格的な修繕はしておりません。

その対応策として、鷹ヶ池の敷地の別の場所に暫定的に時計を設置し、この時計が現在、鷹ヶ池の散策路を利用する来園者向けの時計となっております。

この度、この時計塔を地元の電気店を通じて、製造メーカーに確認をしましたところ、平成9年の寄贈を受けてから31年が経過し、修繕が可能かどうか心配されましたが、70万円ほどで修繕が可能との見積りでありました。

このことから、議員お尋ねの時計塔につきましては、農業公園が整備されているこの機に、修繕していく方向で検討してまいりたいと考えております。

○6番（阿部哲己）

時計について修繕していく考えであると前向きな御答弁をいただきました。

ありがとうございます。

また、鷹ヶ池の駐車場部分に木製の施設利用案内看板が設置されておりますが、盤面の文字が見えにくい状態であります。

私も、この質問をするに当たり、鷹ヶ池の現場を見に行きましたが、この木製の案内看板は劣化が見受けられ、案内看板自体はまだ使用できると思いますので、できるだけ費用をかけずに、板面のみ張り替えるなどで御対応していただけるとありがたいです。

これは、要望とさせていただきます。

今回、質問させていただき、鷹ヶ池は、地元の農業用ため池として、20年前から現在まで、おおむね変わらない耕作面積で活用されているとのことでありました。

このことは、過去に整備したパイプラインがあることによって、地元の農地に安定して水を届けることができるからだと考えます。

農地にとって、水は欠かすことができない貴重な資源であり、長い歴史を持つ鷹ヶ

池は、今もなお農業用ため池として重要な役割を果たしていることを今回の質問で改めて確認することができました。

鷹ヶ池が、これからも農業用ため池としての機能を安定的に継続していただくよう、維持管理をよろしくお願いいたします。

最後に、教育の学びの中にも美点凝視という言葉もありますが、私もそういう生き方をしていきたいと思っております。

鷹ヶ池についても、さらに多くの市民が利用できる憩いの場として、整備していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○2番（永井孝典）

2番、永井孝典。

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、事前通告しております質問項目一点について、お伺いさせていただきます。

質問の前に、昨日の佐藤悟議員も申されておりましたけど、先月14日に航空自衛隊小牧基地を離陸しました、新田原基地所属のT4練習機が、離陸直後、犬山市の入鹿池に不時着するも、優秀なパイロット2名が殉職されましたことに対しまして、哀悼の誠をささげたいと思います。

またこのような痛ましい事故が今後発生しないよう、ただただ願うばかりでございます。

では、質問に移らせていただきます。

先週は、連日雨が続けており、梅雨もそろそろ明けてきますと、本格的な夏を迎えてまいります。

昨今の雨は、時に恐怖を覚えるくらい激しい雨が降って来たりします。ニュースや天気予報では、以前はほとんど聞くことのなかった線状降水帯なんていう言葉もすっかり耳になじんできたところです。

いつの間にか、ゲリラ豪雨から線状降水帯なんていう言葉に置き換わったのでしょうか。

さて、私の住む北里地区は、小牧市全体から相対的に見て、地盤も低いところが多く、大雨は大変不安に思う自然現象であります。

地元の区長や、地域の方、職員さんや先輩議員から御意見や御指導をいただいておりますと、小牧市って意外と河川が多いんだなと思ったわけでございます。

また、北里地区に限って言えば、五条川、巾下川、矢戸川、境川、合瀬川、中江川

と市内の一級河川全16河川のうち6つの河川が流れております。

ちなみに、これらの河川を含み小牧市内を流れる一級河川16川のほとんどは、近隣市町を流れて、新川に流れ、庄内川へと流れていくことを知りました。

この新川といえば、平成12年9月に起きた東海豪雨にて、堤防が決壊を起こした河川であり、その豪雨の被害は新川流域だけではなく、天白川流域でも広範囲にわたりましたが、これがのちの名古屋市の治水事業にも大きな影響を与えた自然災害だったと思います。

当時、私は陸上自衛官でした。その夜は、お隣の師勝町、現北名古屋市に災害派遣で出動したことを今もよく覚えておりますし、水害の怖さを身をもって体験した者でもあります。

名古屋市や私の話は脇に置きますけども、小牧市内には天然池、人工池に関わらず貯水池やポンプ場の整備もされており河川の整備、川底のしゅんせつや修繕工事も県主体で行われてきていると思います。

そんな中、最近では物流倉庫が北里地区だけではなく、巾下地区をはじめ、小牧市全域、隣接市町でも増えてきているように思います。

これまで田畑だったところに多くの建築物が建つことで、その施設の地下に貯水槽を備えているとはいえ、降り注いだ雨が逃げる場所が少なくなりつつあるように感じます。

一級河川の管理が県管轄なので、小牧市として独自に何か動くことはなかなかないかもしれませんが、市民の皆さんにも現状を知っていただきたい思いで今回の質問をさせていただきたいと思います。

そこで、（１）北里地区の治水対策の状況について、ア、北里地区における愛知県による治水事業の整備状況についてお伺いいたします。

イとしまして、北里地区における小牧市による、治水事業の整備状況についてお伺いいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目１について答弁を求めます。

○建設部長（堀場 武）

質問項目１、北里地区の治水について。（１）北里地区の治水対策の状況について。ア、愛知県による治水事業の整備状況についてのお尋ねであります。

北里地区の南部に当たる多気や下小針地内は、流域全体が合瀬川、大山川に挟まれ

た低平地であることから、これまでも平成3年9月の台風18号や平成12年9月の東海豪雨など、床上浸水をはじめとする大きな水害が発生しております。

平成18年に、この地区を含む新川流域が特定都市河川流域に指定されたことにより、平成19年10月に、愛知県により新川流域水害対策計画及び一級河川中江川を始めとする河川整備計画が策定され、その計画に基づいた中江川及びその支川の新中江川の河川改修が現在進められているところであります。

中江川は、北名古屋市内の合瀬川との合流部から国道41号を北東へ横断し、多気東町市内に至る愛知県が管理する一級河川であります。

新中江川は、中江川の合流部から北名古屋市熊之庄地内に至る一級河川であり、その上流部である小牧市内においては、多気西町から下小針中島地内を流れる市管理の普通河川となっております。

現在、中江川については、平成28年度までに下流から多気中町地内の国道41号手前まで改修がなされ、多気南町地内には大雨時の水を一時的にためる施設として、面積約3.5ヘクタールの中江川調節池が令和2年度に供用開始され、この地域の治水対策に寄与しているところであります。

また、新中江川については、小牧市の下流に当たる北名古屋市内になりますが、中江川との合流部から昭聖橋までの約600メートルの区間において、物件補償及び用地取得が進められており、用地取得が完了した合流部の護岸工事に昨年度から着手されております。

今年度も引き続き護岸工事など愛知県に実施していただき、上流部である北里地区の浸水被害の軽減を期待するものであります。

続きまして、イ、小牧市による治水事業の整備状況についてのお尋ねであります。

小牧市による治水事業につきましては、新中江川流域の下流期で浸水被害が多い多気南町地内の治水対策として、同じ流域の上流部に当たる、おおむね合瀬川と国道41号及び県道小牧岩倉一宮線で囲まれた区域であります下小針中島地内の雨水排水を中江川の調節池上流まで導き、浸水被害の軽減を図るための下小針雨水幹線整備事業を多気中町から多気北町地内にかけて進めております。

この事業は、道路内にボックスカルバートを埋設する工事で、中江川の調節池の上流にあります宮前橋北付近から北里中学校の東側市道と南側の県道小牧岩倉一宮線との交差部から北へ約50メートルまでの全長1,062メートルの整備を平成24年度より着手しております。令和6年度末までに743メートルが完了しており、進捗率は約70%となっております。

今年度は、県道小牧岩倉一宮線と市道下小針中島二丁目多気南町線との「多気中町」

交差点付近での内空幅2.0メートルから2.7メートル、深さ2メートルのボックスカルバートを埋設する工事となり、この工事に伴い一定期間、市道側の車両通行止めを行う必要があるため、お地元の関係者と調整を行い、う回路を設定するとともに、適切な箇所に交通誘導員を配置して、安全に工事を進める予定であります。

なお、令和8年度以降も引き続き事業進捗を図り、雨水幹線の整備効果が早期に発揮できるよう推進し、地域の皆様の安全・安心な生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。

愛知県や小牧市が実施している北里地区の治水事業の経緯や内容が分かりました。

まず、東海豪雨発生から6年後の平成18年に北里地区が「特定都市河川流域」に指定されていることも分かりました。

その翌年、平成19年から県による水害対策計画や、中江川と新中江川の整備計画が行われるようになり、現在も整備が進められているということも分かりました。

この中江川と新中江川が流れる多気地区も、小牧市内全体から見ると、地盤も低く、過去には床上浸水したとのことですので、早期の整備を待つばかりです。

愛知県と併せて、近隣市町との密な連携を期待したいと思います。

また、小牧市においては、浸水被害が起きた多気南町の治水対策として、下小針中島地区に降る雨の流れ先を、中江川の調整池に流れるように浸水被害の軽減を図れるよう事業が行われているということも分かりました。

その整備工事で、多気中町交差点付近の工事において、一部市道を終日通行止めにしてう回路を回る計画ですが、地元の方からの御意見で、こんなことも懸念されておりましたので紹介させていただきます。

北名古屋市と小牧市多気南町の境にもなる、昭聖橋の交差点から多気交差点、多気中町交差点、国道41号と交わる下小針中島2南交差点までの間は、工場や倉庫、運送会社の倉庫なども多くあり、大型車両や大型トレーラーなども頻繁に走る路線です。

通行止めにすることで、う回路を回るにしても、渋滞を避けて多気の町の中を抜ける普通自動車が増えるのではないかと心配されておりました。

多気地内には、普通車でもぎりぎりの狭小な道路もまだあります。

また、多気町は、子どもの数も多く、学校帰りや遊びに出かけたときに、抜け道として利用した車両との事故やトラブルなども考えられます。

この地域を通勤や業務で通るドライバーに喚起するためにも、既に対策されているかと思いますが、県道路管理者、警察とさらに連携して、離れた地区からでも通行止

めであることを認知し、迂回してもらえるように、工事予告の立て看板を掲示してもらうとよいのではないかと思います。

また、工場や倉庫も多くありますので、沿道沿いの企業には、納品などで他地域から来る協力会社、運送会社さんへ理解と協力をお願いしてもらうのも、地域の安全に寄与するのではないかと思いますので、要望として言わせていただきました。

少し治水対策から離れましたが、先ほど答弁でもおっしゃられましたけども、雨水幹線工事に伴う規制には、十分な準備と対策と無事故・無災害をお願いしたいと思います。

さて、再質問させていただきたいのですが、中江川改修促進協議会という組織があるようですが、その活動について教えてください。

○建設部長（堀場 武）

中江川改修促進協議会は、小牧市、北名古屋市及び豊山町で構成し、一級河川中江川の改修促進を図り、もって浸水被害防止の徹底と環境整備を期し、あわせて関係市町等の連絡協議を図ることを目的とし、平成3年7月に発足されました。

協議会発足後にも東海豪雨などにより大きな水害が発生し、より迅速な河川改修が求められるところです。

現在、小牧市が会長市となり継続的に活動を実施しておりますが、主な活動内容としましては、毎年、愛知県に対しては、河川整備の促進を、国に対しては必要な予算確保など治水事業を推進に向けた要望をさせていただいているところであります。

今年度も11月に副会長市を務めます一宮市をはじめ、10市4町などで構成される新川・五条川改修促進期成同盟会とともに国土交通省、財務省並びに地元選出の国会議員に対し、合同で要望活動を実施する予定であります。

今後も引き続き県と関係市町が連携して治水事業を一層推進させたいと考えております。

以上です。

○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。

お隣の北名古屋市、豊山町と2市1町で構成され、平成3年という東海豪雨の起きた平成12年よりも前に設立されている協議会ということでした。

会長市として、国や愛知県に対して地域の治水対策の要望をしっかりと挙げられているということでした。

あわせて、新川・五条川改修促進期成同盟会という同盟会においても、国や県に対して地域の自治体が連携して要望していくということも分かりました。

そこでもう一点再質問させていただきますが、中江川、新中江川の整備は着実に進んでいることは分かりましたが、その他の河川の現状なども教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○建設部長（堀場 武）

北里地区を流れているその他の河川には、一級河川巾下川、矢戸川及び境川などがあり、浸水被害の軽減には、これらの河川の改修が効果的です。

しかしながら、河川改修は下流の改修を先に行うことで、その後の上流の工事において水位や流量が増した場合、安全管理や洪水対策が容易となったため、下流から順次整備をするのが基本であり、巾下川などの河川が合流する一級河川五条川は、現在市外の下流での整備を県により進められているところですので、市内の整備完了までには、まだ相当な時間を要することになります。

小牧市におきましても、新川流域水害対策計画に基づき、小牧市水害対策計画及び特定都市河川下水道整備計画を策定し、準用河川、下水道及び雨水貯留施設の整備を進めているところであります。

特に、雨水貯留施設の整備は、改修前である一級河川の負担を少しでも減らすために、大雨時に雨水を一時貯留し、上流域から流れてくる雨水のピークカットを目的としたものであり、市内の公園などの公共施設を活用して順次進めております。

いずれにしましても、国や県の動向を注視しながら、流域関係市町と連携し、様々な治水対策に取り組んでいく必要があると考えております。

○2番（永井孝典）

ありがとうございます。

巾下川や矢戸川、境川は、私の住む地域の上流を流れる川でもあります。

下流の整備が進まないと、上流の整備が進められないというのも理解します。

そのような状況で小牧市として、公園など、公共施設を活用した治水対策をされていることが分かりました。

まだまだ整備には年月がかかるかと思いますが、昨日の鈴木裕士議員の一般質問の中にもありました、今年3月に発行された「外水ハザードマップ」では、小木地区と下小針地区を除けば北里は赤やピンク、黄色となります。

私の住む藤島もまたピンク色に塗られた地域となりますので、しっかりと治水対策を行ってほしいと住民として思っております。

冒頭にも申しましたが、市内だけではなく、近隣市町でも物流倉庫がさらに増えていっておりますので、こういったことも鑑みながら、治水対策にはさらなる御尽力をいただけることをお願いいたしまして、全ての質問を終えたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、佐藤早苗議員。

○9 番（佐藤早苗）

9 番、佐藤早苗でございます。

皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目 2 件について質問させていただきます。

質問項目 1、（1）働く介護者ビジネスケアラーについてです。

家族の介護や看護を理由に仕事を辞める介護離職が増加しています。高齢化が進む日本で、総務省の「令和 4 年 就業構造基本調査」によると、ビジネスケアラーは約 365 万人にのぼり、約 629 万人存在している介護者全体の 58% を占めています。介護者の半数以上が仕事と介護の両立を迫られていることが分かります。

2022 年には、介護や看護で過去 1 年間に離職した人は 10 万人を超えました。2000 年代後半と比べて約 2 倍に増加しています。特に女性や 50 歳代が多く、管理職など企業の中核を担ってきた働き盛りの世代が中心であることから、介護離職による社会的損失は極めて大きいと考えられます。

経済産業省の試算によれば、ビジネスケアラーによる離職や労働生産性の低下に伴う経済的損失は、2030 年の時点で約 9.1 兆円に達すると推計されています。今年から団塊の世代が全員 75 歳以上となり、介護が必要な人が今後ますます増えることが予想されます。少子高齢化で労働力不足が進む中で、働きたいのに介護のために働けない人がいることは深刻な状況であり、特に企業としては人材不足の中で、さらなる痛手となります。仕事と介護が両立できる環境整備が必要です。

介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みをつくることで、高齢者の自立した生活を支援し、介護する家族の負担を軽減することが目的で、2000 年 4 月から施行されました。様々なサービスが利用できることで、介護負担は一定程度軽減されましたが、主な介護の担い手は、今なお家族が多い状況にあります。

厚生労働省が 2022 年に行った国民生活基盤調査によると、主な介護者の約半数は同居家族であり、別居の家族も含めると約 6 割が家族であることが分かります。

介護事業者は 15.7% にとどまっており、家族の負担がいかに大きいかが分かります。

ビジネスケアラーの中には、介護は当然家族でするものという無意識の思い込みや、この程度で頼んではいけないのではないかという遠慮などから、介護負担を一人で抱え込むケースも少なくありません。

その結果、介護者が肉体的、精神的、経済的負担が増し、社会的に孤立するケースも出てきています。家族による高齢者虐待に関する相談や通報件数は、令和5年度では約4万382件となっており、過去最多となっておりです。

ビジネスケアラーには育児・介護休業法により、通算で93日を3回に分けて取得できる介護休業や、年5日まで取得可能で当日申請も認められている介護休暇などの制度がありますが、総務省の令和4年の調査によると、介護をする雇用者約321万人のうち、介護休業を使ったのは、1.6%の約5万人で東京商工リサーチによる2025年4月のアンケートでは、過去1年間の介護休業の発生は、大企業で13.6%、中小企業は3.6%にとどまっており、介護休業・介護休暇をほとんど利用されていないのが現状です。

仕事と介護の両立が困難である理由の調査は、その理由として勤務先に介護休業制度などの両立支援制度が整備されていないためが最も多く、相談窓口がない、利用しにくい雰囲気があったとの回答がありました。

制度が十分に知られていない可能性があります。

育児休業につきましては、社会の認知度が高くなり、厚生労働省の調べでは、2023年度の男性の育児休業の取得率は30.1%と、前年度比プラス13.0ポイントで、過去最高となり初めて3割を超えました。介護休業についても、同様に認知度の向上と、介護のために休んでもいいのだという当事者意識の醸成に取り組んでいくことが必要だと考えます。

現在、介護保険制度において家族介護者支援が実施されていますが、核家族化や男性介護者の増加、介護人材の不足など、家庭内の状況や社会環境は目まぐるしく変化しています。

そこで国は、今年4月から、介護離職を食い止めようと対策に力を入れ、休業する従業員の代替者として新規雇用などをした企業に対して助成金を出す制度をさらに充実しました。

あわせて、育児・介護休業法も改正されました。介護休暇を取得できる労働者の要件が緩和されたことや、介護離職防止のための雇用環境整備が強化されました。企業に義務づけられたものとしては、介護に直面した従業員が申出をした場合、介護休業制度の個別通知、利用意向の確認をすることや、これから親の介護に直面する早い段階40歳などでの情報提供です。研修の実施、相談窓口の設置など幾つかの設置を講じることにも義務づけられました。このような制度が活用されるよう、企業やビジネスケアラーへの周知啓発する必要があると思います。

介護を抱える誰もが働きやすい環境へと改善していく第一歩として、まずは市職員

から積極的に取組を進めていくことが必要だとも考えます。

そこで質問です。（１）市職員への周知啓発について、ア、職員の介護休暇の取得状況について伺います。

介護についての負担を抱えている職員に対して、介護離職防止のためのイ、これまでの取組について伺います。

本市も多くの企業に支えられています。日本総合研究所、令和４年度のヘルスサービス社会事業報告書によりますと、半数以上の企業が両立支援の基礎となる従業員の介護の実態把握ができていない状況となっています。

（２）市内企業への周知啓発について、ア、ビジネスケアラーの把握について伺います。

市としても、ワーク・ライフ・バランスの一環として取り組まれてきたと認識しておりますが、介護離職防止のためのイ、これまでの取組を伺います。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目１について、答弁を求めます。

入江公室長。

○市長公室長（入江慎介）

それでは、質問項目１、働く介護者ビジネスケアラーについて。（１）市職員への周知啓発について。ア、職員の介護休暇の取得状況についてであります。

介護のための休暇は、６月の範囲の期間で取得できる「介護休暇」、３年を上限として勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて２時間を超えない範囲で取得できる「介護時間」、要介護者が１人の場合は５日、２人以上の場合は１０日の範囲の期間で取得できる「短期介護休暇」の３種類があり、職員の介護離職を防ぐ取組の一つとして整備しているところであります。

なお、介護休暇及び介護時間は、無給の休暇制度であり、短期介護休暇は有休の特別休暇であります。

これら休暇の過去３年間の取得状況について、医療職を除いた常勤職員の人数でお答えをさせていただきます。

「介護休暇」は、令和４年度が１名、令和５年度と令和６年度が取得者なし、「介護時間」は令和４年度、令和５年度、令和６年度ともに１名、「短期介護休暇」は令和４年度が１４名、令和５年度が１１名、令和６年度が１７名であります。

次に、イ、これまでの取組についてであります。

職員への周知・啓発につきましては、介護と仕事の両立支援の休暇制度などを紹介

する「介護制度ガイドブック」を職員が使用するパソコンに定期的に掲示しております。

また、介護休暇などに関する相談を人事課で随時受けているほか、係長級に昇格した職員を対象に実施する「係長庶務事務研修」では、休暇などの諸制度に関する内容も含んでおり、様々な休暇などの申請が円滑に行われるようにするとともに、働き方改革をはじめ介護休暇などを取得しやすい職場環境づくりに努めております。

以上であります。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして、（２）市内企業への周知啓発について。アとしてビジネスケアラーの把握についてのお尋ねでございます。

令和７年４月１日に、育児・介護休業法が改正され、仕事をしながら家族等の介護に従事する、いわゆるビジネスケアラーが仕事と介護を両立できるようにするため、介護休業を取得できる労働者の要件緩和や介護離職防止のための企業の取組の義務化などが定められました。

このことにより、事業主は介護休業や介護両立支援制度等を従業員が円滑に申出できるように、制度に関する「研修の実施」、「相談体制の整備」、「利用事例の収集・提供」、「利用促進に関する方針の周知」のいずれか措置を講じることが義務づけられました。

また、介護に直面した旨の申出をした従業員に対して、事業主は介護休業制度等に関する周知と利用の意向の確認を個別で行わなければならないことも義務化されております。

こうした中、市職員が本市の補助金の説明や、ふるさと納税の返礼品の打合せ等で市内企業を訪問した際に、介護離職防止のための雇用環境が整っているか、介護に直面している従業員がどの程度存在するかなどを把握するためのヒアリングを実施いたしました。

訪問した市内企業のうち、中小企業基本法で定める資本金３億円を超え、かつ従業員数300人を超える大企業と、大企業のうち従業員2,000人以下の中堅企業の製造業は、両社ともビジネスケアラー支援として介護休業制度をつくっており、法定の措置は進んでおりました。

しかしながら、個々の従業員の介護に関する実態把握、従業員向けビジネスケアラーの研修の実施や相談体制の整備などの本年度より義務化された取組までは進んでいない状況でございました。

このことから、中小企業においてはさらに進んでいないのが現状であると考えられ

ます。

今後におきましても、市内企業へ訪問した際には、こうしたヒアリングを通じて、ビジネスケアラーの実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、イとして、これまでの取組についてのお尋ねでございます。

令和7年4月の法改正に対する、これまでの本市の取組につきましては、令和5年8月、事業者を対象に国内総人口の3割超が65歳以上の高齢者となり要介護者が急増すると言われている「2030年問題」を背景に、介護離職防止等含むワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを実施をいたしました。

このセミナーでは、職場環境の整備・充実を図ることで、人材の定着を促進するための柔軟な勤務時間制度やリモートワークの導入などといった、具体策について専門家を招いて実施をいたしました。

また、愛知県労働委員会事務局と連携して、小牧市役所で毎月第1木曜日に予約制にて専門家による労働相談を実施しており、仕事と介護の両立に対する悩み事を相談できる体制を整えております。

なお、過去3年間の相談内容を確認したところ、労働者からの不当解雇や賃金未払いなどの雇用契約のトラブルといった相談が多く、介護離職に関する相談は0件でございました。

その他、介護を含むワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進するため、本市のホームページのリンクから内閣府の「仕事と生活の調和」の推進サイト等につなげるなど周知に努めているところでございます。

以上になります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。市職員には「介護休暇」、「介護時間」、「短期介護休暇」の3種類があるということでしたが、まだそれを利用されている方は少ないようにも感じました。（1）については、特に再質問はありませんが、今後増えてくると予測されますので、取得しやすい環境整備を今後ともよろしくお願いいたします。

介護は、育児と違い、あらかじめ予測がつかず、準備も知識もないまま突然始まり、いつ終わるか分かりません。そのため育児休業のように社会的な認知度を高め、早期に各企業が介護休暇など取りやすい職場環境を整備するための取組が必要です。再質問ですが、今後企業に対して、市としてどのように取り組まれていくのか伺います。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

今回の法改正は、事業主が従業員の介護離職を防止するため、介護と仕事の両立支援制度の整備を行うことが求められており、介護離職防止のための雇用環境整備及び

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等に関する義務と、介護のためのテレワーク導入に関する努力義務が求められる法改正として認識をしております。

本市といたしましては、従業員が柔軟な働き方や介護休業制度を活用できるようにするため、事業者向けにビジネスケアラーもテーマに加えたワーク・ライフ・バランスセミナーを厚生労働省愛知労働局と連携して、本年11月頃開催をする予定でございます。

あわせて、厚生労働省が実施する事業者や仕事と介護を両立できる職場環境をつくり、介護離職の防止に取り組むための支援制度であります両立支援等助成金の周知も図ってまいります。

この助成金は、中小企業基本法で定める中小企業が対象で、事業者は、労働者の円滑な介護休暇の取得、職場復帰に取り組み、制度の内容を就業規則等に定めるとともに、労働者に周知する必要がございます。

支援内容につきましては、まず労働者が介護休暇を連続して5日以上取得し、職場復帰して3か月以上継続して勤務した場合に事業者に対して労働者1人当たり40万円の助成金が支給をされます。

また、事業者がフレックスタイム制度や在宅勤務制度などの介護両立支援制度をつくり、労働者がその制度を利用し、1か月以上勤務した場合に1人当たり最大25万円が支給をされます。さらに、労働者が連続して5日以上の介護休業を取得した際、事業者が業務代替要員を新たに雇用した場合には、1人当たり最大20万円が、あるいは介護休業取得者の業務を他の労働者が代わって行うことにより、手当が増額された際には、1人当たり最大5万円が支給をされます。これら3つの支援制度は、それぞれ1事業主当たり5人までとなっております。

その他、厚生労働省など関係機関が発行している仕事と介護の両立支援に関する各種リーフレットやガイド等の情報提供・周知にも努めてまいります。

こうした働きながらの介護が一般的になりつつある状況下では、少子高齢化による人材不足に悩む本市の中小企業においても介護による離職は大きな課題の一つであると認識しており、仕事と介護の両立支援の充実に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

〇9番（佐藤早苗）

市としても、介護による離職は大きな課題であると認識していただいているとのことでした。仕事と介護の両立支援の充実に向けて、関係機関と連携して取り組んでいただけるとのことでした。

厚労省では、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、

介護離職を防止するための取組に向けた社会的機運を高めるため、仕事と介護の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク「トモニン」を作成しました。ここでお見せできないのがすごく残念なのですが、そのマークは赤色で、仕事と介護を共に両立させ、未来を歩くイメージを表現しています。「トモニン」を取得すると、仕事と介護の両立ができる環境の整備促進に取り組んでいる企業、簡単に言うと、介護に理解がある会社としてアピールができます。そこで再質問ですが、企業にトモニンを活用してもらえよう周知啓発するお考えはないか伺います。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

厚生労働省は、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的機運を高めるため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク「トモニン」を作成しております。

トモニンを使用するには、厚生労働省のホームページ上から、仕事と介護の両立に関する取組の「両立支援のひろば」に、登録をする必要があります。

手順といたしましては、企業名や業種、所在地などの基本情報と自社の仕事と介護の両立に関する取組を登録した後に、トモニンマーク使用申請を行うことから、仕事と介護の両立に関する取組を行っている企業のみ登録できる仕組みになっています。

トモニンの活用例としましては、労働者の募集や採用に際しては、会社案内や募集要項への掲載ができ、顧客や取引先に対しては商品や名刺に掲載することができます。加えて、自社のホームページや社内報にマークを掲載することで、自社の労働者に対する意識啓発にもつながります。

このように、企業がトモニンを活用することは、企業としての仕事と介護の両立支援の取組がアピールされ、イメージアップにもつながりますので、企業にとっても、また、これから就職しようと活動している方にとっても、有効であると考えております。

本市といたしましても、今後、事業者に対して、ビジネスクエアラーについての周知・啓発を図る中で、シンボルマークであるトモニンの活用についても案内をし、その登録方法や使用方法など情報提供に努めてまいります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。「トモニン」の活用についても、案内と情報提供に努めていただけるとのことでした。

先進事例として豊田市では、企業が自社の従業員の状況やニーズを把握するため、「働き方改革に向けた基盤づくり事業」の中で、従業員の現状分析に必要なアンケート

ト調査や、社内制度などを周知するためのパンフレット作製、社内のコミュニケーションや情報共有・連携を促進するためのシステム導入の経費の一部を支援する事業をしています。

今後、さらに大きな社会問題となってくる課題であると思います。支援団体などと連携し、企業の両立支援を地域として、面で支える仕組みの普及が必要だと考えます。ビジネスケアラーの支援を引き続きお願いするとともに、企業側にもビジネスケアラーを支援する環境づくりを積極的に促進していただけることに期待して、一つ目の質問を終わります。

続きまして質問項目 2、赤ちゃん支援の充実についてです。

日本全体で出生数の減少が深刻な問題となっております。厚生労働省が 6 月 4 日に公表した人口動態統計によると、令和 6 年の出生数は、68 万 6,061 人となり、統計開始以降、初めて 70 万人を下回りました。これは、前年から約 4 万 1,000 人の減少となり、少子化は政府想定より 15 年早いペースで進んでおり、歯止めがかからない状況です。こうした状況において、国は令和 5 年に「子ども大綱」を決定し、「こども未来戦略加速化プラン」を策定しました。本市もこの動きを踏まえ、「小牧市こども子育て支援事業計画」を推進してきましたが、それを継承する形で、本年度より新たに「小牧市こども計画」を策定されました。

中でも、出産直後から赤ちゃんのいる家庭を支える支援は、赤ちゃんの健やかな成長環境の整備という観点からも、非常に大きな役割を担っていると考えます。

出産後間もない母親は、心身ともに非常に不安定な状態にあります。それは、分娩を終えて自宅に戻った直後から始まります。里帰り出産かどうか、親などからの手助けが得られるかどうか、第 1 子かどうかなど、状況に差はあるものの、多くの母親が戸惑いを感じます。授乳が十分足りているのか、赤ちゃんの体重が順調に増えているのかといったことに日々一喜一憂しながら不安を抱えながら過ごすこともあります。核家族化が進み、地域とのつながりが希薄になる中で、誰にも相談できず、育児への不安や困難に伴うストレスを抱えたまま、孤立してしまう母親も少なくありません。

小牧市こども計画の中の「乳児家庭全戸訪問事業」は、このような不安の大きい時期に乳児家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行うとともに、親子の心身の状況把握と療育支援が必要な家庭を継続支援するために行われています。

令和 6 年度まで、保健連絡員や保健連絡員 O B による訪問が行われていましたが、令和 7 年度から助産師などの専門職が訪問する形へと移行しています。

こうした支援を充実させることで、赤ちゃんのいる家庭を支え、安心して育児に取

り組める環境を整えることが、これから子どもを持ちたいと考えている家庭や、出産を控えた母親の不安を軽減することにつながると考えています。

そこで質問です。

(1) 母子への支援について。

過去3年間の、ア、出生数の推移を伺います。

助産師などの訪問による令和7年度の、イ、乳児家庭全戸訪問事業の取組について伺います。

(2) 出産祝いについてです。

日本では、赤ちゃんの名前を書いて家族や親戚にお披露目をするために命名書というものがあります。これは赤ちゃんの無事と健やかな成長を願うという意味も含まれています。赤ちゃんの誕生をお祝いするとしてオリジナルの命名書を作成し、交付している他市の事例をここで紹介させていただきます。

茨城県取手市の取組になりますが、はがきサイズとA4サイズの2種類で、デザインは市の木であるモクセイと月桂樹など4種類が用意されています。命名書の真ん中に赤ちゃんの名前を書いて、下には生年月日と身長、体重も記載できるようになっています。特にいいなと思ったのは、市のホームページからデザインデータをPDF形式でいつでも自由にダウンロードすることができる点で、各家庭で作れるようになっていることです。この取組を開始してから、出生届を提出したほとんどの方が申請してみえるようです。市からの出生祝いとして、新しい命の誕生を祝福したいという思いが伝わると思います。

そこで質問です。

市オリジナルの命名書を作成する考えはないか伺います。

(3) 母乳バンクの周知についてです。

小さく生まれた赤ちゃんを病気から守るため、母乳が出ない母親に代わって、別の母親の母乳、ドナーミルクとありますが、それを無償で提供する母乳バンクがあります。母乳は、特に1,500g未満で出生した低出生体重児の赤ちゃんにとって、薬のような存在です。母乳を与えることで赤ちゃんの免疫を高め、壊死性腸炎などの命に関わる病気の予防につながるからです。小さな命を助けるために必要とされている一方、認知度はまだまだ低いです。ピジョン株式会社の516人から回答があった昨年度の調査によりますと、母乳バンクの名称も内容も知っていると回答した母親と妊婦は約3割でした。22年度の調査から、3年間横ばいが続いています。国内には東京都と愛知県に母乳バンクが3か所あり、昨年度は合計1,512人の赤ちゃんにドナーミルクを提供しました。

しかし、初めは抵抗を示す親も少なくないそうで、急な出産で混乱して、小さな体で生まれた我が子を見て、母乳だけでも自分であげたいと考えて迷うからです。効果を説明して、最終的には納得してもらおうそうですが、親が出産前に母乳バンクのことを知っておくことで、病院もすぐにドナーミルクを与えることができます。現在、国内には年間5,000人もの赤ちゃんにドナーミルクが必要だと推定されています。出産前からの周知が重要です。

そこで質問です。

ア、出生体重が1,500 g未満で出生した低出生体重児の令和6年度の届出数について伺います。

イ、これまでにどのような周知をしてきたのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、赤ちゃん支援の充実について、（1）物資への支援についてのア、出生数の推移でございます。出生数の推移につきまして、毎月県へ報告する人口動向調査の数値でお答えいたします。令和4年が963人、令和5年が899人、令和6年は900人でございます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きましてイ、乳児家庭全戸訪問事業の取組についてであります。

本市では、平成14年度から子育てしやすい地域づくりを目的に、保健連絡員が生後1か月から3か月頃の乳児とその母親を訪問する保健連絡員、保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問を実施してきました。

一方、国は令和4年度に妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金を創設いたしました。これを受けまして、本市では令和5年2月からすくすく子育て応援事業を開始し、伴走型相談支援として、生後1か月から4か月頃の乳児とその母親の家庭を助産師が全戸訪問する助産師訪問を実施し、妊娠届出時から妊婦や子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関と情報共有しながら、必要な支援につなぐ体制を整えてまいりました。保健連絡員、保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問と伴走型相談支援の助産師訪問は、目的が異なりますが、類似の事業になりますので、今年度から伴走型相談支援の助産師訪問に一本化いたしました。

以上になります。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（２）出産祝いについて、市オリジナルの命名書を作成する考えはないかとお尋ねであります。

本市では、過去に出生届に併せて、お祝いとして出生届確認書や市長からのお祝いメッセージ、命名者と命名の由来などを記入できるカードを入れたファイルをお渡ししておりました。しかしながら、おむつや本、図書券など、子育てに必要な品物のほうがありがたいなどの声が寄せられ、近隣市町の状況等も調査した上で、平成18年9月末をもって廃止をした経緯がございます。他の自治体において、オリジナルの命名書を作成し、配布しているなどの事例があることは認識しておりますが、現在本市では、妊娠期から出産・子育て期にかけて、安心して出産育児ができるように伴走型の支援を実施しており、乳幼児健康診査や一時預かりなど、ニーズの高い支援の充実に努めているところでありますので、現時点では市オリジナルの命名書を作成することは考えておりません。

私からは、以上であります。

○こども未来部次長（野田 弘）

続きまして、（３）母乳バンクの周知についてのア、出生体重が1,500 g 未満で出生した低出生体重児の令和6年度の届出数についてであります。母子保健法において、2,500 g 未満の低出生体重児が生まれた場合、保護者に自治体への届出が義務づけられています。本市では、届出書は、妊娠届出時に配布する妊産婦・乳児健康診査受診票と併せてお渡ししており、子ども医療の手続時のほか、市公式LINEのデジタル市役所などからオンラインでの提出もできます。本市の令和6年度の低出生体重児の届出数は85人で、このうち1,500 g 未満で出生した低出生体重児の届出数は9人でした。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ、これまでどのような周知をしてきたかのお尋ねであります。

母乳バンクは、早産で1,500 g 未満で出生して、母乳を与えることが難しい場合に、ドナーから提供された母乳を適切に低温殺菌処理、細菌検査、冷凍保管し、NICU、新生児集中治療室の要請に応じて、ドナーミルクとして提供する取組であります。令和5年に国内3番目となる母乳バンクが豊明市の藤田医科大学病院内に開設されたことから、愛知県は母乳バンクを普及啓発するため、母乳バンク普及啓発用フライヤーを作成し、県から市町村を通じて妊産婦へ周知するよう依頼がありました。本市では、県から受領した母乳バンク普及啓発用フライヤーを、同年11月から親子健康手帳の交付時にお配りし、令和6年度中に全てのフライヤーの配布は終了しております。

以上になります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。順次再質問させていただきます。

（１）のアは再質問はございませんが、市におきましても、少子化の波は確実に押し寄せてきているのかが確認できました。

（１）のイ、乳児家庭全戸訪問事業の取組についてですが、それは虐待の発生を予防する１次予防と、多くの親子の中から虐待に至るリスクの高い親子を把握し、虐待を予防する１.５次予防の効果が期待されるものでもあります。家庭訪問をすると、話を聞くことだけでは分からないリアルな情報を集める中で、特に支援が必要と判断された家庭に対してですが、ここで再質問といたしまして、リスク家庭へのフォローアップ体制はどのようになっているのかお伺いします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

出産後の母子を取り巻く環境は、年々多様化、複雑化しており、児童虐待防止の観点からも、とりわけハイリスク家庭への支援は非常に重要であると認識しております。妊娠届出時に実施する保健師などによる面談により、支援が必要と判断した場合は、妊娠期から医療機関をはじめ、関係機関と連携を図り、保健師や助産師が関わり、継続的に支援を実施する体制を整えております。

また、産後は母親の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、産後に実施する産婦健診時に、医療機関において身体面だけでなくEPDS（エジンバラ産後鬱病質問票）を用いて、母親の心理的な状況を確認しております。産婦健診の結果のほか、乳児の疾病の有無や、母子を取り巻く環境の変化など、妊娠時とは異なる状況の変化について、その都度、医療機関などと連携し、産後ケア事業などの支援の調整や地域の子育て支援拠点の紹介などを行い、個々のニーズに合わせた継続した支援を行っております。

以上になります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。個々のニーズに合わせた継続した支援を行っていただいているということでした。

２つ目の再質問ですが、訪問拒否家庭への対応を伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

家庭訪問は、親子の様子だけでなく家庭の様子も把握することができますので、重要な情報収集の手段と考えておりますが、中には、どうしても自宅への訪問を拒否する御家庭もあります。このような場合は、御希望を確認し、子育て世代包括支援セン

ターや自宅近くの児童館など、自宅外の場所を御提案して面談を実施しております。

また、妊婦健診未受診者や乳幼児健診未受診者など、支援が必要と思われるにもかかわらず、関係機関からの電話や訪問に応じていただけない家庭については、早急に胎児や乳児の安全確認が必要となりますので、要保護児童対策地域協議会実務者会において、要保護児童及びその保護者に関する情報共有や支援方法を協議し、関係機関と連携しながら対応することになります。

以上になります。

○9 番（佐藤早苗）

訪問拒否家庭におきましても、様々な角度から対応をしていただいているということで感謝申し上げます。

（2）についてですが、市オリジナルの命名書を作成するお考えはないということでした。私の勝手な思いですが、命名書に名前を書いて、それを飾っていただくことにより、誕生された赤ちゃんをはじめ御家族も、小牧市へのシビックプライドを少なからず持っていただけるようなきっかけの一つになるのではないかと思います。現在、市からの出生祝いはありませんので、ぜひ検討していただくことを要望します。

（3）のAです。

2,500 g 未満で出生された低出生体重児は届出をする義務があります。先ほどの答弁の中で、市の公式LINEのデジタル市役所などオンラインからでも提出ができるとのことでした。出生届に関してですが、出産直後の母親が乳児を連れて担当窓口に行くことは体力的に難しく、父親が仕事の合間などで書類を提出している家庭が多いと聞きます。

ここで再質問です。

今後、出生届のオンライン化の実施についての考えを伺います。

○福祉部長（江口幸全）

出生届のオンライン化につきましては、国が令和6年度にマイナポータルから出生届のオンライン提出ができる機能を導入したところですが、現在は試行的に運用している段階であり、まだ、オンライン提出を実施している自治体は少ない状況です。出生届のオンライン化は、国は令和8年度を目途に、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を実現することを目指すとしており、出生の届出において添付する出生証明書についても、母子保健情報等の情報連携基盤等を介して、医療機関から自治体に直接提出することを可能とするための検討を進めている状況であると把握をしております。

このため、本市としましても、国の進捗動向等を踏まえまして、適正に対応してま

いりたいと考えております。

以上であります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。国の進捗動向を踏まえて適正に対応していただけるとのことでした。親の負担軽減につながっていくと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（3）のイ、母乳バンクの周知は、令和6年度まで、親子健康手帳の交付とともにチラシを配布されてきたとのことでした。

再質問です。

今後の周知啓発について伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

今年度も、5月に愛知県から母乳バンク普及啓発用フライヤーの再配布があるとの連絡がありましたので、準備が整い次第、引き続き母乳バンクの普及啓発に取り組んでまいります。

以上になります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。引き続き母乳バンクの普及啓発に取り組んでいただけるとのことでした。これからも、親子健康手帳交付時にチラシの配布をどうぞよろしくお願いいたします。

小牧市こども計画の中のアンケートで、子育てに関する悩みや不安の相談先の問いでは、未就学児児童の保護者で1.7%、就学児児童の保護者で5.2%が、相談相手がいないと回答しています。今後とも、誰一人取り残さない取組と、小牧市で子どもを産み育てたいと思っていただけるような、暖かな支援をよろしくお願い申し上げ、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時36分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

○13番（諸岡英実）

議長のお許しをいただきましたので、2日目のお昼1番目の一般質問に取り組ませていただきます。お昼を食べた後で血糖値が上がってくることかと思いますが、頑張りたいと思います。

通告に従って一般質問を行います。

質問項目1、妊産婦・外国人等の避難支援体制についてであります。

災害対策基本法では、要支援者として高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、子ども、そして日本語を十分に理解できない外国人住民などが記載をされています。

しかし、実際の避難所運営において、妊産婦や乳幼児連れの家族、外国人住民への対応は依然として不十分であると感じています。

近年は、在宅避難の推奨も進められておりますが、住宅の倒壊やライフラインの途絶といった状況下では、避難所が最後のよりどころとなります。だからこそ、どのような背景を持つ方であっても、安心して避難できる環境、整備が求められています。

特に妊娠中の方や乳幼児を抱える家庭にとっては、授乳や調乳、もく浴や清潔保持の手段が確保されているかどうか、体調急変時に医療と速やかに連携できる体制が整っているかといった点が、避難生活の安心感を大きく左右します。こうした方々には、静かで衛生的な環境が求められることから、児童館等の施設活用も含めた柔軟な対応を検討すべきと考えています。

また、日本語の不安のある外国人住民にとっては、どこに避難をすればいいのか、避難所で何ができるのかといった基本的な情報が得られないまま、不安や孤立を抱えやすい現状があります。言語対応だけでなく、文化的、宗教的な違いや、LGBTQプラスをはじめとした多様な性の在り方にも目を向けた支援体制が求められています。

こうした中で、いざというときに本当に支援が届くか、支援が必要なことを伝えられる環境があるかといった視点から、誰一人取り残さない避難支援体制の実効性をいま一度問い直す必要があると感じています。

今回の質問では、特に妊産婦や乳幼児、外国人住民を含む多様な市民に注目をし、避難所が安全に身を寄せられる場所となるよう、平時からの備えや運営体制について伺ってまいります。

（1）妊産婦・乳幼児の避難支援についてであります。

アとして、妊産婦や乳幼児を抱えた家族が指定一般避難所に避難した場合、どのような対応や、設備が用意されているのかお伺いします。

イとして、指定一般避難所において、分娩や急な体調の悪化など、医療的な対応が必要な事態が発生した場合は、市としてどのような対応を取るのかをお伺いをいたし

ます。

ウとして、避難所として学校教室を使用する際、授業再開との兼ね合いも含めて、市はどのような考え方で運用をしていくのかお伺いします。

(2) 外国人住民への避難支援についてです。

アとして、日本語の理解が難しい外国人への災害時の情報伝達・避難誘導・避難所支援について市の体制はどうなっているのかお伺いします。

イとして、多言語表示シートや指さしボードといったツールの整備や運用状況はどのようなになっておりますでしょうか、伺います。

ウとして、ピクトグラムや図解など、非言語的な情報伝達手段の整備状況はどうかお伺いします。

(3) 避難時の確認事項についてです。

妊娠は見た目では分かりづらく、声を上げにくいものです。受付時に避難所利用登録表や避難者受付名簿に記載してもらうことは基本的な対応とは思いますが、妊産婦以外にもDV被害者や性的マイノリティなど、様々な事情で身元を表明できない方も来られる場合があります。男女共同参画局や東日本大震災、女性支援ネットワークの調査等でも、こういった非申告者への配慮をすべきという報告がされており、非申告型要支援者の存在と避難所での対応の在り方について、想定・明記がされております。

だからこそ、声をかけやすい空気づくりや、申告しやすい雰囲気を整えることが重要ではないでしょうか。

そこで、アとして、避難所利用者登録票に記載された支援ニーズは実際の現場でどのように把握・対応されていくのでしょうか、お伺いします。

イとして、申告がないまま支援を必要とする非申告型の要支援者への対応体制は、現状どのように整備されているのかお伺いします。

以上、妊産婦や乳幼児、外国人といった多様な背景を持つ方々にとって、避難所が本当に安心できる場所となるよう、実効性ある支援体制の構築を求め質問をさせていただきます。

○議長（小島倫明）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

それでは質問項目1、妊産婦・外国人等の避難支援体制について、(1) 妊産婦・乳幼児の避難支援についてのアで、妊産婦や乳幼児を抱えた家族が避難所に避難した場合どのような対応設備が用意されているかについてであります。

平成25年の災害対策基本法の改正により、要配慮者として妊産婦や乳幼児などが定

義されたところであります。これに基づき、本市の避難所開設運営マニュアルを見直し、避難してきた方が避難所を開設運営するための手順を示し、周知をしております。

このマニュアルにおいて、避難してきた方は、避難所受付で避難者受付簿、避難所利用者登録票の記入を行い、健康カードを用いて聞き取りを行ってまいります。この際、集団生活に特に配慮を要する避難者には、指定一般避難所である小中学校25校の特別教室などを要配慮者スペースとして用意するなどの統一した運用を行うこととしております。

また、避難所で不足する物資については、本市が保有する備蓄品や、国または協定を締結している事業所からの救援物資で対応していくことを考えております。

具体的な対応としまして、市職員の初動対策範囲及び施設管理者において建物を避難所として開設した後、自治会などの地域の役員と協力して避難所の受付を開始し、その受付情報を基に、妊産婦や乳幼児を抱える家族に対して要配慮者スペースへ避難を促すこととしております。要配慮者スペースでは、必要な物資として、ミルクやおむつなどの必需品を確保し、避難者が安心して過ごせるよう配慮してまいります。

また、昨日の星熊議員の一般質問における答弁でもお答えしたところですが、プライバシーの確保を目的としたパーティションによる授乳エリアの設置につきましても、対応することを考えております。

今後も、妊産婦や乳幼児を抱える家族の方々が、避難所においてプライバシーを確保しつつ、安心して避難生活を送ることができるよう、調査研究をしてまいります。

次に、イとして、避難所で分娩等の急変事態が発生した場合の対応についてであります。

指定一般避難所において、体調不良などの急変事態が発生した場合、避難所運営を行う者では緊急性の判断が困難であります。したがって、分娩などの急な対応を要する場合には、発災直後の混乱期を除き、消防へ通報し、救急車の出動を要請することとなります。

また、電話回線が不通の場合には、デジタル移動系防災無線を使用し消防へ通報を行い、適切な処置につなげてまいります。救急対応が困難な場合も想定されるのですが、本市では地域防災計画に基づき、実施責任を負う医療救助の万全を期するため、小牧市医師会、小牧市歯科医師会、小牧市薬剤師会との間で医療救護活動に関する協定を締結しておりますので、必要に応じ協力連携いただける体制を確保しているところであります。

次に、ウとして、学校を避難所として活用することについて、授業再開との兼ね合いについてであります。

発災直後は多くの避難所が開設されますが、復旧復興が進むにつれて避難者が減少していくため、徐々に避難所の集約を図ることになり、避難所の移動が必要となった際には、協定締結事業者の協力を得て、別の避難所に移動していただくことを想定しております。これらの対応につきましては、本市に設置される災害対策本部において協議決定されるものとなります。

授業再開の時期につきましては、災害発生後の状況に応じて異なりますが、避難所としての機能が求められる期間が終了し、地域の安全が確認された段階で再開することが望ましいと考えます。

具体的には、避難所としての使用が終わるか、縮小が可能となり、避難所の開設運営に従事してきた教職員の役割が終わるタイミングになるものと見込まれ、児童生徒の被災状況、社会インフラの復旧状況、通学路の安全確保などを勘案して判断されることとなると考えております。学校施設を避難所として活用することになるため、児童生徒の学習機会の確保の面において、一刻も早い授業の再開は望まれるところではありますが、授業再開につきましては、避難所の状況、通学路を含む被災状況など総合的な判断を基に、災害対策本部において決定されるものと考えております。

次に、（２）外国人住民への避難支援についてで、アで、日本語の理解が難しい外国人への災害時の情報伝達・避難誘導・避難所支援についてであります。

本市では、防災に関する情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信する小牧市防災情報メール配信サービスを行っており、気象庁などが本市に対して発表した気象警報や地震情報などを配信サービスに登録された方に対して情報提供をしております。

また、日本語の理解が難しい外国人住民に対しても、当該配信は５言語に対応しており、同様に情報提供が可能となっております。

しかしながら、本市では近年、様々な国籍の外国人住民が増加していることから、多言語化対応の必要性が高まってきております。

そのため、国において活用が推進されている多言語対応可能な Safety tips という無料の災害時情報提供アプリの活用、周知について現在検討を始めたところであります。

次に、避難誘導・避難所支援につきましては、避難場所や避難所の場所が分からない外国人のために広く広報する必要があるとあり、また、避難所支援については、災害時外国人支援ボランティアに事前登録する制度を実施しており、現在69名のボランティアの方に避難所支援をお願いしております。

全ての避難所に複数のボランティアが配置できるよう、今後もボランティアの人数を増やしていく必要がありますので、引き続き、広報小牧や市ホームページ、また、

5 外国語とやさしい日本語の言語で発行しております外国人市民向けの生活情報誌に掲載するなど、1年を通じて災害時外国人支援ボランティアを募集してまいります。

今後も、災害時における外国人への情報伝達・避難誘導・避難所支援につきましては、多角的なアプローチにより体制を整えてまいりと考えております。

次に、イで、多言語表示シートや指さしボードといったツールの整備運用状況についてであります。

災害時には、外国人の方も指定一般避難所に避難されることから、言語の違いによる意思疎通の不都合が生じることが想定されます。

そのため、本市では、災害時に指定一般避難所で必要になる情報を翻訳した災害時多言語表示シートを各指定一般避難所に設置しており、例えば、「給水車は何時に来ます」、「入れ物を持ってきてください」などの情報が表示できます。これを、必要となった際に使用できるよう、避難所開設時に使用する受付簿などとともに保管をしております。併せて、各指定一般避難所を開設し受付を行う際に使用する避難所利用者登録票の多言語による記入補助シートを設置しております。

なお、多言語表示シートと、多言語による記入補助シートについては、指さしで確認することができるため、御質問の多言語指さしボードは設置はしておりません。

今後も、外国人の方が避難生活を送る上で、言語の違いによる意思疎通の不安を軽減させられるよう取り組んでいきたいと考えております。

次にウとして、ピクトグラムや図解など、非言語的な情報伝達手段の整備状況についてであります。

令和4年第3回定例会で鈴木議員にお答えしたとおり、本市では、避難所生活で最低限必要となる「飲物を配ります」、「手助けが必要な人はいますか」などといった項目をイラストと多言語の文字で表示したお知らせ絵カードを作成し、全ての指定一般避難所に配備しているところであります。

次に、(3)避難時の確認事項についてのアで、避難所利用者登録表には支援ニーズを記載する欄が設けられているが、ニーズの把握から対応までどのような運用になるかであります。

避難所の運営につきましては、本市が作成した避難所開設運営マニュアルに基づき対応することとしております。このマニュアルにおいて、避難してきた人々が受付の際使用する避難所利用者登録表には、けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なことを記載する欄を設けております。

また、健康カードには、避難所生活を送る際に生活上配慮が必要なことを記載する欄を設けており、記入内容により、要配慮者が必要としている支援を把握します。

さらに、一般避難者をはじめ、要配慮者、避難所外避難者など様々な避難者の意見を把握するために、相談窓口を設置することとしております。

避難者の支援ニーズを把握した後は、それらの情報を基に、要配慮者に対して専用スペースへの移動や、必要な支援物資を準備するなどの対応を行ってまいります。

なお、状況に応じて、指定一般避難所から指定福祉避難所などへの移動を行っていただく場合も考えられますが、その際には、協定締結事業者の協力を得て実施しようと考えております。

次に、イで、非申告型の要配慮者も想定されるが、その対応についてであります。

避難所受付で御自身の事情について記載しなかったものの、避難所生活を送る中で支援や配慮があると生活しやすい方に対する対応につきましては、避難所開設運営マニュアルに基づき避難所利用者の健康状態などを把握したり相談窓口を設置したりしますので、これらの機会でも可能な限り聞き取っていきたいと考えております。

避難所開設・運営に携わる緊急初動対策班員への研修では、避難所運営ゲームHUGを行い、要配慮者の把握とスペースの確保を体験しております。このHUGの体験により、避難所運営全般についての研修は実施しているところですが、いわゆる非申告型の要配慮者を含む避難所避難者への対応訓練は実践ができていないところであり、このため、今後HUGを実施する際には、非申告型の要配慮者を発掘するための声かけや呼びかけを行いながら、要配慮者にとって相談しやすい、申告しやすい環境となるような避難所運営を行うという内容も取り入れ、より実践に近い形で訓練ができるよう工夫をしていきたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

各般にわたる御答弁ありがとうございました。

まず、今ほど御答弁いただいた妊産婦の申告のしやすさについて気になった点についてですけど、HUGを通しての訓練は私も実践をしたことがあるんですけども、やはり今おっしゃられたように、非申告者の対応というのはなかなか想定できなくて、その訓練の中では今までやれてなかったよという御答弁でした。改めて、声をかけやすい雰囲気づくりですとか、申告しやすい環境、プライバシーが守られる環境というのを整えていただくように仕組みと支援の在り方、双方で工夫をしていただければなというふうに改めて要望させていただきます。

続いて、福祉避難所についてお伺いをさせていただきます。災害対策の基本法では妊産婦や乳幼児も要配慮者とされているわけですが、市のホームページにはその記載がなく、対象としての認識が市民に伝わりにくいのではないのでしょうか。

また、福祉避難所の開設基準や対象者の選定、搬送の動線などが見えにくいことなども課題だなというふうに感じております。現状では、一般の避難所内の特別教室などで過ごすことが想定されており、また要配慮者スペースも設けられるということですので、授業再開との兼ね合いもあり、妊産婦や乳幼児にとって適切とはいえない面があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、妊産婦や乳幼児を対象にした福祉避難所への誘導というのは、いつ、どのような基準で行われるのでしょうか。お伺いします。

○市民生活部長（落合健一）

妊産婦や乳幼児を抱えた家庭の指定福祉避難所への誘導を行うための明確な基準は、現在のところございません。避難者の支援ニーズの把握につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、避難所開設運営マニュアルに基づき、それらの情報を基に、要配慮者に配慮した対応を行うこととしております。

この際、指定福祉避難所へ移動していただく場合は、協定締結事業者の協力を得ることを考えております。現在の避難所開設運営マニュアルでは、避難所へ来られる避難者の家庭事情や身体的事情などを想定した受入れ体制とはなっておらず、避難所利用者登録票及びそのほか直接の聞き取りなどにより、把握した支援ニーズを基に、避難所の運営者で協議の上、指定福祉避難所への移動が適当であると判断された場合には、移動をしていただくとしております。

以上です。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございます。具体的な、明確なものはないということで、その状況に応じて実際にどんな方が避難してこられたかを直接見て、聞き取りをして、そこからの検討ということで、事情は分かったんですけれども、やはり明確になっていないんだということが明らかになったなというふうに思います。

福祉避難所の情報についてですけれども、他自治体の事例として京都市の事例を紹介するんですけれども、京都市では「妊産婦等避難所とは？」と題したチラシを作成しておりまして、避難の流れや対象となる妊産婦の具体像を明示をしています。精神的に不安定ですとか、家族等の支援者がいない、また、集団生活になじめないなど現実には即したケースが記載をされておりまして、裏面には避難の流れが図で示されておりました。こうした情報は京都市のホームページでも公開をされておりまして、なぜフローの可視化が必要なのかという点については、熊本地震のときに、福祉避難所に一般避難者が殺到して開設できなかった教訓からだと言明をされていました。福祉避難所の正しい利用を促すためにこそ情報を開示するという姿勢は小牧市にも必要では

ないかなというふうに思います。

妊産婦や乳幼児が要配慮者であることを、しっかりとホームページの方にも記載をしていただいて、福祉避難所への移送の流れも可視化していただきたいというふうに、この点については要望をさせていただきます。このような、京都市のような情報発信の在り方については参考にできるものというふうに思っております。

続いて再質問に移らせていただきます。

福祉避難所の、今、避難動線について御説明があったわけですが、高齢者や障がいのある方の受入れでやはり手いっぱいになるという可能性もあります。その中で、夜泣きのある乳児や感情が不安定になりがちな妊産婦が同じ空間で過ごすということは、双方にとって大きなストレスが伴うというふうに考えられます。先ほどの答弁で、妊産婦が指定一般避難所で体調不良等、急変事態が発生した場合は、緊急性の判断をすることは困難であるという答弁がありました。これではやはりいけないと思います。

また、先ほど学校再開、授業再開の話も御答弁いただきましたけれども、あの能登の地震では、やはり授業再開が遅れたという経緯もあって、また受験を控える子どもたちも被災して、心のケアが必要というようなこともありました。こういった中では、やはり子どもたちにしわ寄せがいかないようなその仕組みづくりとして分散避難をするということは、やはり重要じゃないかなというふうに思っています。

そこでですけれども、最近では関東圏を中心に、乳幼児や妊産婦のために、こども未来館のような包括支援の機能を持った児童館ですとか保育施設などを避難の拠点として活用する動きが広がってきています。子どもがなれ親しんだことのある環境で過ごせるというのは、ストレス緩和や災害関連死を防ぐ観点からも有効です。

昨日、星熊委員の質問にもありましたが、指定一般避難所にキッズスペースを設けるという構想もあるということですけれども、ただ、こちらは月齢や発達段階によって、子どもの過ごし方が異なったりだとか安全性や配慮が必要になるのかなというふうにも思います。ぜひやっていただければいいなというふうに思うのですけれども、そうした意味でも、まずは1か所からでも妊産婦や乳幼児を抱える保護者のための避難所というのを設けていただきたいというふうに思うんです。耐震の問題がクリアされれば、児童館や子育て包括支援センターのある多世代交流プラザなどの活用は有効だと考えるんですけれども、こういった児童館などを妊産婦等が利用できる避難所として位置づけることについて市の考えを伺います。

○市民生活部長（落合健一）

現在、本市におきましては、妊産婦、乳幼児の専用または配慮型の避難所を指定をしておりませんが、こうした方を対象とした避難施設といたしましては、先ほどお答

えしましたとおり、指定一般避難所の一部に要配慮者スペースを指定して避難していただくこととなっております。発災初期には、避難所運営の手助けをする職員数の確保、避難所に常備する備蓄品などのスペース確保、支援物資の物流の複雑化に伴う不明瞭化など様々な課題があり、児童館や保育施設を活用した避難所の指定及び整備には至っておりませんが、今後、他市の状況を踏まえ、調査研究をしていきたいと考えております。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。

人員や施設の安全性の課題から現時点では検討していないということでしたが、こちらもちよっと事例を紹介しますが、東京都葛飾区をはじめ、東京23区の幾つかの自治体で子育て世帯の遊び場となっている区の複合施設を避難所にするところが増えておりまして、また、ほかにもホテルなどの活用も視野に入れつつ、設置を検討している自治体も増えています。私は、このできないという答弁に、小牧市の行政運営全般のその課題が表れているなというふうに感じるんですけども、行政自身が市民は全て行政に頼ってくると思い込んでしまっていないかなというところを感じています。

実際には、関わり方さえ工夫をすれば市民との連携も可能で、こども未来館や地域の児童館のようななれ親しんだ場所を、市民と共に災害時に活用する取組というのは十分に可能性があると思います。私自身も、児童館が主催する親子向けの炊き出し防災訓練に参加したことがあります。そこでは市民と職員が顔の見える関係の中で、協力をしながら備えるという姿が見られ、非常に多くのヒントがあるなというふうに感じたところです。市民と共に築く自分たちの避難所の形っていうのを模索してつくっていくという姿勢を、小牧市としても持っていただきたいなというふうに強く要望させていただきます。1か所からでも、ぜひ始めていただきたいというふうに思っておりますので、要望させていただきます。

続いてですが、一口に妊産婦といってもその状況や背景は実に多様です。妊娠初期で、見た目では分かりにくいけれども、つわりで動けない方もいらっしゃいますし、ハイリスク妊娠をしていて、頻繁に経過観察をしているという人もいます。

そして全ての方が病院やクリニックで出産を予定しているわけではありません。自宅出産を希望して保健師や助産師と密に連携を取っている方ですとか、助産院での出産を計画している方など、様々な形で妊娠出産を迎えようとしている人がいます。

こうした中で、災害が起きれば経過を見てくれていた医療職との連絡がつかなくなり、出産に備えて整えていた環境が損壊してしまったりするかもしれません。そうした不安は、やはり心身にも大きく影響してくると思います。こういったときのために、

妊産婦が災害時にも安心して産婦人科医療にたどり着けるように、助産師会などとの連携や協定の検討が必要ではないかなというふうに思うんですけども、市の考えをお聞かせください。

○市民生活部長（落合健一）

公益社団法人愛知県助産師会は、助産師相互の扶助・研さんにより、助産師の知識・技能・地位向上を目指し、もって地域周産期医療の進歩発展に寄与するとともに助産師の力を結集し、一般の方々に直接お役に立つ多くの活動を行っております。

愛知県助産師会が行う災害時支援の一つに、避難所での助産師相談があり、必要に応じて避難所や避難先に助産師を派遣する活動を行っております。本市の現状として、災害時には市内助産師がボランティアで参加の意思があることは確認しているものの、他自治体には助産師会と協定を締結しているところもありますので、より確実に助産師による支援が得られるよう、支援協力内容を調査研究し、協定の締結に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○13番（諸岡英実）

助産師会との連携について検討を進めていただけたということでしたので、まずは安心をしました。今後、妊産婦や乳幼児連れの方々にとって避難所が安心できる場所になるように環境整備をお願いしたいというふうに思います。

昨日の一般質問などでも、在宅避難を前提とした自助共助の取組というのは話題になっていましたけれども、家庭での備えにはやはり限界があります。ある調査では、家族全員が3日以上対応できる備蓄があると答えた母親は17%に満たず、多くが費用面を理由に備えを十分にできていないという実態が明らかになっています。

こうした中で、例えば大阪府の泉大津市では、妊産婦や乳幼児連れを対象にした避難訓練を市内のホテルで実施し、助産師も交えて実践的な訓練と意見交換を行っております。様々な企業との協定を結んでいる小牧市であれば、こうしたホテル防災訓練のような取組も十分に可能ではないかと考えます。子育て世代のなかなか進まないローリングストックの現状を打破するよい後押しの機会にもなると思いますので、こういった親子向けの防災イベントについても、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

外国人住民への支援については、再質問を控え、要望にさせていただきますが、やはり制度整備だけでなく、実際にその支援が届き、使えるものであるということが大切で、言語対応に加えて今後は宗教、文化、性別など多様な背景への配慮が求められますので、マニュアルの中にも、ぜひ具体的な内容を盛り込む必要があるというふう

に感じておりますので要望させていただきます。

ここまで、妊産婦や乳幼児を抱えた家庭についての避難支援体制についてお伺いをしてきましたが、昨日でも、また行政のできることには限りがあるから在宅避難の重要性をPRしていただいて、ローリングストックを進めてほしいというような答弁も市長からありましたけれども、とはいえども、行政の仕事は市民を守るための公助を整備していくことだというふうに思います。他市の取組等も紹介させていただきましたけれども、最後に、市長にここまでのやり取りを受けて、御所見をお伺いさせていただきます。

○市長（山下史守朗）

災害時の避難支援体制についてということで、様々な観点から御質問、また御提言もいただきました。妊産婦や外国人などの皆さんの災害時の避難支援対応ということではありますが、様々な観点が御指摘ございました。市民の皆様方の状況というのは様々ですし、これは日本人の皆さんもそうでありまして、外国からお越しをいただいている方々、言語の問題もありますし、また様々だと思います。さらには、御病気を抱えられたり障がいをお持ちの方や、御家族の状況も多様でありますので、そうした多くの多様な市民の皆様方に、いかにいざというときに対応していくのかというのは、災害対応という意味で、昨今、非常に大きな注目をされておりますし、いろんな議論があるところでありますが、行政の大きな課題の一つだというふうに認識をしております。

当然行政としてできることはしっかりと対応していくという、そうした思いでありますし、様々今御意見、御提言をいただきましたことについて、市として、一つ一つ検討をしていきたいというふうに思います。

ただ、公助の限界というのが昨日も議論がございましたが、やはり公助の限界があるということも事実でありますので、その辺り、自助、共助、公助をいかにバランスの取れた備えをしていくのかということについて、やはり共通認識をしっかりと、市民の皆さん方とも構築をしながら、全体として対応していくということが必要だというふうに思っております。

そうした中で、まず、少しだけ具体的な話をしますと、避難所の設置につきましては妊産婦や乳幼児が安心して過ごせるような体制の整備は必要だというふうに思っております。本市におきましては、指定一般避難所に要配慮者スペースを指定をしております。パーティションによる区分を行って、必要に応じてプライバシールームテントなどの資機材を活用して個別空間を設けることとしておりまして、授乳エリアなどの確保をしてまいりたいと考えております。

そして、災害時、家族として、妊婦や妊産婦や乳幼児だけ隔離するのではなくて、その御家族も合わせて同じスペースに避難ができるというようなことも配慮する必要があるというふうに思っておりますので、そうした環境の整備についても、今考えております。

それから、避難所での生活が長期化する場合には、心理的なサポートも重要であると考えておりますので、様々な避難者の御意見を把握をするための相談窓口を避難所に設置をすることとしております。

また、保健師などが指定一般避難所を巡回するなど、健康管理やその支援、また、心のケアなどを行うことで、妊産婦がより相談しやすくなるのではないかとというふうに考えておまして、こうしたことを含めて、妊産婦や乳幼児の健康状態を定期的にチェックをして、安心して避難生活が送れるようなことも配慮してまいりたいというふうに考えております。

そして、在宅避難ということがございます。今、備蓄のことも含めて、これまで避難所の避難の状況、避難所運営などにスポットを当てた訓練などもしてまいりましたが、在宅避難できる場合は在宅避難をしていただきたいということを、もう少し強く市民に呼びかける必要があるというふうに私も最近強く認識をしておりますので、そうしたことについての呼びかけを強化をしているところでございます。

そうした場合でも、指定避難、一般避難所に登録をいただくことで、物資の配布を受けたり、あるいは保健師などの巡回による健康管理や心のケアを受けることができるわけでありますので、そうしたことについても御案内をしてまいりたいというふうに思っております。

備蓄につきましては、特に調乳などの備蓄につきましては、哺乳瓶2,470個をはじめとして、粉ミルク、液体ミルク、アレルギー対応粉ミルクなどについて、合計384缶の備蓄をしております。また、お湯の確保が必要でありますので、カセットコンロやカセットボンベなど1指定一般避難所当たり2セット分の備蓄をしております。十分かどうかということについては、さらに検証をしてまいりたいと思っておりますが、先ほども申し上げましたが、自助の部分でありますけれども、やはり食料のみならず、水や食料のみならず、日用品についても7日分程度の備蓄をぜひ呼びかけてまいりたいと思います。

これは、やはり特に、一般の方もそうなんですけれども、特に御病気をお持ちだったりとか障がいがあったりとか、あるいは妊産婦や乳幼児がいる御家庭については特に心がけていただきたいと思っております。行政がこれを対応していない、足りない場合、どうなんだという議論あるかもしれませんが、やはり大災害時は、正直私も経

験したことはありませんけれども、30万人が亡くなるようなというような状況が想定される場合、十分な物資が確保できるかどうかというのは、非常に心配される場所です。これはサバイバルでありますから、最後は自分の身は自分で守ると、自分の家族は自分で守ると、そういう意識でいていただく必要があるというふうに思っております。私もコンタクトレンズを始めてまして、目が悪いんで、ふだんこれ取ると見えないんですが、例えば眼鏡がないとか、目が見えないっていったときに、行政が用意してくれるかという、これはまず無理だと思いますね。ですから、自分で必要なものは御自身が把握されているので、いざというときに備えていただくということは基本だと思っておりますので、その点は、原則的には特殊事情をお抱えの方は特に、必要なものはチェックをいただいて、常日頃から1週間分程度、サバイバルができるように備えていただくということを、基本的には、市としては強く呼びかけをさせていただきたいと思っております。

その上で、行政として対応できることはしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（諸岡英実）

ローリングストックがなかなか若い世代に広がらない理由というのは、やはり経済的に切迫している。そんな有事のことまで考えられないというところがやっぱり大きくて、なかなか進まないというところもあったので、市長のおっしゃられることも分かるんですけども、やはり妊産婦の支援というのは強化していただきたいですし、また、ローリングストックを進めてもらうためにも、市民に動いてもらう取組というのをやっぱり充実させていく必要があるのかなというふうに改めて思ったところです。

以上をもちまして、質問項目1を終了したいと思います。

続きまして質問項目2、地域医療を支える看護人材の安定確保についてです。時間が無いのでそのまま読みます。

看護師の人材確保は地域医療の安定的な提供に大変不可欠なものであります。近年看護師の採用競争は全国的に激化をしており、自治体としても地元での人材育成と職場への定着支援がますます重要となっております。市民病院の看護師の採用状況と定着率、また、今後の人材確保の戦略が不可欠と考えます。

そこで（1）として、小牧市民病院における看護師採用についてであります。

アとして、勤務する看護師のうち、過去5年間の春日井小牧看護専門学校出身者の割合を伺います。

イとして、過去5年間の学校種別ごとの採用実績についてお伺いします。

ウとして、看護師体制について、全体及び病棟・外来・救急・夜勤など、各部署ご

との充足状況についてお伺いします。

(2) 小牧市民病院における看護師の定着状況についてです。

アとして、看護師の休職状況についてお伺いします。

イとして、看護師の離職状況についてお伺いします。

ウとして、その主な理由についてお伺いします。

(3) 休職や離職を希望する方へのフォロー体制について。

アとして、相談体制についてお伺いします。

イとして、職場定着のための取組についてお伺いします。

(4) 今後の看護師確保に向けた戦略について。

アとして、市民病院として将来的な看護師確保戦略はどう描いているかお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

それでは質問項目2、地域医療を支える看護人材の安定確保について、(1) 小牧市民病院における看護師採用について、ア、勤務する看護師のうち、過去5年間の春日井小牧看護専門学校出身者の割合についてであります。

令和3年度から令和7年度までの5年間で、新規採用者は282名となっており、そのうち春日井小牧看護専門学校出身者は70名で、割合としては約25パーセントになります。続きまして、イ、過去5年間の学校種別ごとの採用実績についてであります。令和3年度から令和7年度までの新規採用者282名の内訳であります。大学卒業者が129名、短期大学卒業者が2名、専門学校卒業者が149名、その他、養成学校卒業者が2名となっております。

私からは以上です。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、ウ、看護師体制について、全体及び病棟・外来・救急・夜勤など、各部署ごとの充足状況についてであります。

令和7年5月末現在、看護師は627名在籍しており、実人数としては充足していると考えております。一方で、病気休暇や育児休業、介護休暇、認定看護師や特定看護師等のキャリアアップを目的とした長期の研修事項による不在などの理由で、実人数に対して、総勤務時間数は少ない状況となっております。

さらに、看護師の個々の事情に応じた勤務体制を考慮すると、全看護職員のうち、

夜勤を担える職員数が減少し、夜勤者の確保が困難な状況にあります。そのほか、新人看護師は1人で夜勤が担えるようになるまでに、平均6か月程度、救急領域や手術室の担当になるためには1年以上の教育経験を要するなど、育成には一定の時間を要します。

また、助産師については、全国的にも充足率が低く、当院の採用申込者数も減少傾向にある上、新人助産師が助産業務を習得するまでに1年以上の時間を要するため、周産期領域において助産師の確保が困難な状況となっております。

私からは以上です。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

続きまして、（2）小牧市民病院における看護師の定着状況について、ア、看護師の休職状況についてであります。

令和6年度の休職等の状況でお答えいたします。休職者等は201名で、内訳としましては、産前産後休暇や育児休業が60名、1か月以上継続する病気休暇が60名、そのうちメンタルヘルス不調による病気休暇は23名であります。その他、介護休暇が2名、新型コロナウイルス感染等の短期間の病気休暇が79名となっております。

続きまして、イ、看護師の離職状況についてであります。

令和6年度の離職状況でお答えいたします。離職者は43名で、その内訳としましては、転居による離職が13名、体調不良による離職が11名、転職が6名、育児や介護による離職が4名、その他が9名となっております。

続きまして、ウ、その主な理由についてあります。

休職等の主な理由であります。産前産後休暇や育児休業が多く、ここ数年は男性看護師も育児休業を取得する傾向にあります。また、急性期病院の環境になじめないことによるメンタルヘルス不調の病気休暇も多く、新規採用職員の中にもそうした理由で、休む人もいます。

次に、離職の主な理由であります。結婚や配偶者の転勤等に伴う離職、病気やメンタルヘルス不調による離職。続いて、在宅訪問看護、夜勤のないクリニック等、急性期病院以外へ転職を希望し、離職する人も多く見られます。

私からは以上です。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、（3）休職や離職を希望する方へのフォロー体制について、ア、相談体制についてであります。休職と休職等や離職を申し出た職員については、所属長面談や看護局長等による面談、人事担当者による労務面談を行っております。

休職等の場合は、勤務時間の調整や利用可能な制度について説明や提案を行い、安

心して制度を利用できるように関係部署内で連携し、フォローを行っております。離職の場合は、その理由を丁寧に傾聴し、退職の意思が固いのか、一時的な不満であるのかを見極め、本人の意思を尊重しながら、相談内容に応じた助言や提案に努めております。

続きまして、イ、職場定着のための取組についてであります。看護師に長く仕事を続けてもらうために、看護局では、所属長による面談を年3回実施し、勤務状況や職場環境、家庭環境等の確認を行い、就労が継続できるように支援を行っております。また、看護専門職としてのキャリアアップが図れるように、本人のキャリア志向を確認し、希望に沿った支援を行いながら、継続意欲が高まるように働きかけを行っております。メンタルヘルス不調の場合には、産業医や臨床心理士と情報共有をしながら的確な支援を行い、病気による休職をされた場合には、復職支援プログラムに沿った支援を行っております。

その他、育児休業からの復職者については、看護局長等による復職前面談を行い、家庭環境や育児サポートの状況等を確認し、短時間勤務、部分休業、介護休暇等の各種制度の活用や多様な勤務体制を提案して、就労継続できるように努めております。

職場環境改善については、看護局長等が各部署を訪問し、コミュニケーションを図りながら状況確認や情報収集をしております。実際に若手看護師から要望の多かった夜勤の4人体制については、職場環境改善の一つとして取り入れ、夜間の応援体制のルール決めとともに、4人体制が維持できるよう努めているところです。

また、働きやすい職場環境への提案やアイデアを募集するために提案箱を設置して、風通しのよい職場を目指して改善活動を実施しております。

私からは以上です。

○病院事業管理者（谷口健次）

続きまして、（4）今後の看護師確保に向けた戦略について、小牧市民病院として将来的な看護師確保戦略はどう描いているかについてです。

人材確保については、まず若い世代に看護師の魅力を伝えるために、中学生の職場体験や高校生の1日看護体験等を積極的に受け入れています。また、各看護専門学校や看護大学への営業訪問活動、病院見学会、インターンシップの開催を通じて当院の魅力を発信し、人材確保につなげています。

人材の定着については、ライフステージに応じて安心して働き続けられるような職場環境の整備が求められています。定年延長による60歳以上でも活躍が期待される、いわゆるプラチナナースは豊富な知識と経験があり、患者や家族、若手の看護師にとって頼れる存在です。患者ケアについても、後進の育成支援等の役割が期待されてい

ます。

また、子育て世代や介護世代等を含めた全ての看護師が、短時間勤務や部分休業等の柔軟な勤務体制を選択でき、夜勤の負担軽減、勤務拘束時間の軽減が図れるよう努めているところです。

今後、少子高齢化の進展に対応できるようにデジタル技術を導入して業務の自動化による効率化を図ることは、アナログ的な業務が多く残っている看護現場において喫緊の課題であると認識しています。今後も持続可能な人材確保のための取組を継続し、看護師一人一人がやりがいを持ち、働きやすいと実感できる職場環境づくりを進めてまいります。

以上です。

○13番（諸岡英実）

どうしても2つだけ質問したいのでやりたいと思います。

春日井小牧看護専門学校の役割認識についてです。今ほども御答弁の中で、開校から30年以上、地域に看護人材を安定的に輩出してきたこの専門学校ですけど、ここからの入職というのは大体全体の25%ということで、安定的な看護人材の確保定着に寄与していることが分かりました。この地元で学んで地元で働くという人材育成の流れというのは、離職の少なさや定着率の高さにもつながっているのではないかと感じていますが、市としては、この春日井小牧看護専門学校が地域医療に果たしてきた役割についてどのように評価認識しているのかお伺いさせてください。

○病院事業管理者（谷口健次）

春日井小牧看護専門学校は、開校以来、地域に密着した教育機関として、地域の医療ニーズに応える人材を送り出しています。その卒業生の多くが小牧と春日井の両市民病院に就職して、地域医療に貢献しています。学校の教育では、当院の医療スタッフが担当する講義の中で最新の医療や看護情報を提供するなど、内容の充実に加えて、実習においても、看護局を中心に充実した学びの環境を提供することで、地域に貢献できる看護人材の育成に貢献しています。卒業生の中には、当院で副看護局長や看護師長になる看護師もあり、地域医療を支えながら、長年にわたる看護経験を生かして、後進の育成に努めています。このような循環こそが、春日井小牧看護専門学校の地域医療に果たしてきた役割であると認識しています。

以上です。

○13番（諸岡英実）

大きな意義を感じておられると、その役割を認識されているという答弁でした。

2点目ですけれども、春日井小牧看護専門学校は、学費が他の大学等に比べて比較

的安価であり、家庭の経済状況にかかわらず看護師を目指せる進路として、多くの市民にとって非常に大切な存在となっています。

一方で、春日井小牧看護専門学校については、私自身も2期目に入ってから、組合議会議員として参加をさせていただいておりますが、開校以来、建物の老朽化も進んでいるというふうに伺っております。今後、大規模改修等の対応についてどうするかという検討も必要になってくる時期なのかなというふうで、新たな看護師養成機関としての意義や役割を捉え直なければならないフェーズに入ってくるのかなと推察をするところなんですけれども、いずれにしても、ここから人材を供給している小牧市民病院において、こうした春日井小牧看護専門学校出身の多様な人材が、今、御答弁からもあったように活躍されているという実態を踏まえまして、今後さらに看護師の定着や確保を図っていく上で、どのような、春日井小牧看護専門学校も含めて育成環境を整備して選択肢を残していくことがふさわしいとお考えか、御見解についてお伺いします。

○病院事業管理者（谷口健次）

春日井小牧看護専門学校から当院に就職した看護師には、他業種から転職し、看護師を志した人や、復職を目指して学び直した人など、様々な経歴を持つ看護師がいます。

また、当院の就学資金貸与の制度を活用し、貸与を受けながら学び、卒業後に当院に就職し、継続して働いている看護師も多くいます。様々な背景を持ちながら、看護師の道を志した人への学びの機会の提供や経済的な支援は、看護師不足の解消に有効であり、こうした人材の活用も積極的に進めることは重要であると考えています。地域に根差した学びの機会として、春日井小牧看護専門学校の存在意義は大きく、当院としては、今後も連携を図りながら、地域医療に貢献する看護人材の育成に取り組んでまいります。

以上です。

○13番（諸岡英実）

時間の都合上、ちょっと聞けなかった質問もありますけれども、おおむねやはり春日井小牧看護専門学校の果たしてきた役割、これからどういうふうにしていきたいのかということもお伺いをさせていただきました。看護師の確保が大変難しい世の中になってきているんですけれども、それと同時に、やはり今、働いている人が働き続けられる環境というのを守っていくということにも、やはり注力をしていただきたいというふうに思っております。小牧市民病院が担う急性期の医療というのは、質の高い専門性が求められる一方で、現場の負担も大きくなりやすいという実情があります。

こうした中で、今後需要が高まっていくけれども、人口減少とともに医療人材も減っていくこの社会的リスクを抱えている、この地域医療の課題を解決していくためにも、やはり制度的な支援と現場改善の両面で、市としても積極的な関与を引き続きお願いしたいというふうに思います。今後も地域で医療を支えていく看護人材の育成と、その定着のために、引き続き現場の声に全力で耳を傾けて、持続可能な仕組みづくりを共に考えていただくことをお願い申し上げまして、私の全ての一般質問を終了したいと思います。

御清聴ありがとうございました。御協力ありがとうございます。

○議長（小島倫明）

次に、河内伸一議員。

○23番（河内伸一）

まず、本日、大変お忙しい中、病院事務管理者、谷口先生、本会議出席誠にありがとうございます。また、日頃から、小牧市民、また内外の患者さんたちに大切な命を、本当に病院スタッフ皆さんのおかげで本当に皆さんが幸せになっておられると思っております。本日はちょっと一言感謝したいです。

早速ですけれども、ただいま議長のほう、お許しいただきましたので、私から質問項目1点、小牧市民病院の経営状況においてであります。

小牧市民病院は、愛知県の尾張北部医療圏で急性期医療を担う基幹病院であります。救命救急センター、がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、災害拠点病院の指定を受け、急性期医療を担うDPC対象病院の中では大学病院に準じた高機能な病院として、住民の皆様が地域の中で切れ目なく質の高い医療を受けております。

また6月6日、中日新聞で小牧市民病院の記事を見ました。国内では2番目に、ガンマナイフ導入し、34年になるそうなのですが、患者の負担が少なく、安全性も高い治療として積み重ね、間もなく国内トップクラスの1万件に到達するという記事でございました。

小牧市民病院が全国レベルの医療技術を有する病院であることが、私たちに最も誇れる自慢できる病院でもあります。当病院は2019年5月に新病院を開院し、高度医療機器や設備を活用しつつ、地域に必要な高度急性期医療を提供しております。2020年以降は新型コロナウイルス感染症がはやったことで、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として、感染症患者の受入に積極的に対応してきました。

しかしながら、経営面では、新病院建設に伴う経費の増加等の影響を受けて、2017年度から4年連続の赤字決算となったものの、2021年度、2022年度は新型コロナウイルス感染症関連の国からの補助金収入により黒字決算となっております。

しかしながら 2023 年 18 億 3,000 万円余の赤字決算であり、さきの 6 月 2 日の山下市長行政報告の中では、2024 年は 15 億 3,000 万円余の赤字決算見込みとのことでした。

そこで質問いたします。

(1) 運営上の課題について。

アとして、運営において現状どのような課題を抱えているのか、お伺いいたします。

イとして、経営改善に向けて、どのような取組を行っているのか伺います。

以上、1 回目の質問といたします。誠意ある分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

それでは質問項目の 1、小牧市民病院の経営状況について、(1) 運営上の課題について、ア、運営において、現状どのような課題を抱えているのかについてであります。

当院の運営上の課題としまして、まず経営状況については、令和元年度に開院した新病院建設に伴う減価償却費が継続する中、物価や人件費の上昇等により、医業費用が医業収益以上に増えていることや、保険診療は非課税で患者から消費税をいただかない一方で、病院による医療機器や材料の仕入れ時には必要となる消費税の負担、いわゆる控除対象外消費税の負担等により収益が圧迫され、厳しい状況が続いております。

また、当院の医業収益は、入院患者数の増加等により増加傾向にありますが、一方で、国全体としては少子高齢化が進行する中で、社会保障関連費用の抑制が必要とされており、令和 6 年度の診療報酬改定では、物価や人件費の上昇が十分に反映されておらず、当院の収益が抑制される要因ともなっております。

さらに、人材確保面におきましても、毎年、定年退職など一定の退職者数が出ることに加え、新興感染症の流行等による社会情勢の変化によっても退職者数が増加するリスクを抱える中で、各診療科や病棟の適正な運営のためには、医師や看護師はじめ医療職の確保は重要な課題となっております。

当院では、各職種の病院説明会に参加することに加え、ホームページや春日井小牧看護専門学校での PR のほか、各看護専門学校や看護大学への営業訪問活動、病院見学会やインターンシップを開催して、当院の魅力を発信しております。

また、看護専門誌や民間の求職サイトでの募集広告も活用し、当院の安定的な運営を維持するための人材確保に取り組んでいるところであります。

こうした人材不足や物価人件費の上昇、診療報酬制度の問題については、当院のみならず、県内の他の公立病院においても経営面で影響を受けており、病院業界全体の課題であると認識しているところであります。

続きまして、イ、経営改善に向けてどのような取組を行っているのかについてであります。

当院では、こうした厳しい経営状況の中、令和6年度からは、小牧市民病院経営強化プランを開始し、特に、医業費用の見直しに重点的に取り組んでいるところであります。

具体的な内容としては、これまでのところ、診療材料等の購入において、他病院の情報等を参考に、事業者との価格交渉を行ったほか、医療機器の保守業務において、より費用対効果の高いメンテナンス内容への変更や、各種委託業務の見直し、医療機器購入費の抑制等に取り組んでいるところであります。

さらに、今後は電子カルテをはじめとする医療情報システムの更新も控えており、各診療科、看護局、薬局、診療技術局とも連携調整しながら、各種システムの効果的な運用と経費の抑制に取り組んでまいります。

また、収益増加・確保対策としましては、高度医療機器の稼働向上のほか、ベッドコントロールによる病床の有効活用、地域の医療機関との連携による紹介患者の確保や、新たに導入した病院救急車の活用により、救急患者連携搬送等に取り組んでいるところであります。

今後も経営強化プランに基づき、各種費用の削減、抑制策と収益増加、確保策に取り組んでまいります。

以上です。

○23番（河内伸一）

御答弁ありがとうございます。今の答弁の中にあつたように人件費の単価の上昇とか医療材料、また、光熱費高騰、いろんな要因が今言われまして、また、それに新市民病院建設に伴う減価償却費が継続しとる中、材料費等の増加、人件費の増加はもちろんですけども、また、医療費も増加となっていることだと思っております。また、新型コロナウイルス感染症の関連の補助金の皆減はありましたが、毎年増え続ける控除対象外の消費税の負担増というの、かなりの経費として出ているかなというふうには思っております。

また、そういう中でも、看護師の人材確保がまた重点課題ということもあります。いろんな課題がある中、市民病院としても、どのように取組を行っているのか理解するところでありますが、経営状況については医業収益の増加以上に医療費、材料費等

が増加して、なかなか赤字解消には至ってない状況ということであるかと思っております。

その中で、一つお聞きしたいんですけれども、今、520床のベッド数があると思うんです。その中で一つ、8階の西病棟、46床、休床中かと思えますけれども、そういうこともまた一つの要因ではないかと思えますけれども、それについては、今後どのような取組をして、再開計画とか、そういうことがあればお伺いしたいと思えます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

当院では、患者数当たりの看護師を手厚く配置しておりますが、看護師の人材確保が課題となる中、特に夜間の看護体制の維持が困難となってまいりました。このため、令和5年度より、入院患者の受入に支障を来さない範囲内で、1病棟46床分を休床といたしました。

その影響につきましては、各病棟の夜間の看護師の配置を手厚くし、職員の負担軽減につなげるとともに、効率的な病床管理により、これまで以上に入院患者を受け入れることが可能となっており、病院全体の病床利用率も上昇しております。

病棟の再開につきましては、今後の入院患者数の動向や看護師の採用状況、当院の経営状況等を考慮し、必要性を判断することになりますが、当院の地域における役割をしっかりと果たすことを念頭に、病院機能を最大限発揮できるよう努めてまいります。

以上です。

○23番（河内伸一）

休床してるところによって入院の制限につながっていないか、また、救急車の受入に影響していないかなど、気になるころではあります。

そういう中で、また恐らくスタッフがいない中での休床を余儀なくされたかと思っておりますけれども、そこで、最後に病院事業管理者、谷口先生にお尋ねをいたします。

昨今、雑誌やテレビ、新聞報道等を見ますと、全国はじめ県内の多くの公立病院でも経営状況は大変に厳しい状況と聞いております。

そこで、病院事業の今後の展望・展開について、御意見をお聞かせください。

○病院事業管理者（谷口健次）

先ほど、事務局長より当院が抱える課題について、病院業界全体の課題と併せて答弁させていただきましたが、人材確保面については、医師の確保についても重要な課題となっております。各科の診療体制や維持、充実できるよう、私からも大学医局との連携や情報共有の強化を図っているところであります。

また診療報酬の改定の問題についても、近年の改定内容は、物価や人件費の上昇に

十分対応したものではなく、当院だけでなく、各病院の経営が圧迫されているところであり、令和6年度は県内の公立病院のほとんどが、特に高度急性期、急性期を担っているところほど、より厳しい経営状況になったと聞いております。

こうした状況は、個々の病院としてではなく、病院業界全体の課題として対応すべきとも認識されておりますので、現在は全国自治体病院協議会など、各病院団体を通じて、病院の経営環境の改善に向けての国への働きかけも行われているところです。

また、市長からも市長会を通じて、国に対し医師不足の解消や国主導での医療DXの推進の要望をいただいています。

一方で、そうした動きに合わせて、当院単体としての経営改善の取組も重要になります。

先ほど、事務局長からも経営改善の取組について答弁いたしましたが、いずれの内容についても、当院が地域から求められる役割をしっかりと果たしながら取り組むことが何よりも重要であり、救急入院患者の受入れ体制を確保しながら、高度医療も継続し、医療機器の稼働向上に取り組んでまいります。

また、入院患者の受入れ可能数を増やす病床の有効活用を継続するとともに、病院救急車を活用した救急患者連携搬送等により、地域の医療機関との連携と役割分担をさらに推進してまいります。

当院の経営状況については、新病院建設に伴う減価償却費や、増加傾向にある医業費用により、引き続き厳しい状況が見込まれます。

今後、各病院団体の方針や国、県の動向なども注視しながら、当院が地域における中心的な医療機関として、安全で質の高い医療提供が継続できるよう、職員の経営意識の向上も図りながら、一丸となって経営状況の改善の取組を継続してまいります。

以上です。

○市長（山下史守朗）

答弁の予定はありませんでしたけれども、少し私からも一言申し上げたいというふうに思います。

小牧市民病院の今の経営状況、大変厳しい状況だというふうに認識をしております。今、谷口病院事業管理者からお話があったとおりであります。市としても、共通意識の中で、この厳しい小牧市民病院の経営など改善をしていかなきゃいけないという認識の中で、共に取り組んでいるところでもあります。御承知のとおり、この小牧市民病院は、この尾張北部医療圏の中核病院であり、第3次救急を担う非常に重要な病院でありまして、我々小牧市民にとっても、まさに命の最後のとりでだというふうに思っております。この大事な病院の、やはり経営をしっかり守っていく必要があります。

すし、また、働く医師や看護師をはじめ、現場の様々な職員、様々な努力をしていただいていますけれども、それに報いるような、やはり働きやすい環境をしっかりと整備しながら、ひいては患者さん、市民さんの皆さん方が安心して医療を受けることができるように、その充実をさらに図っていく必要があるというふうに思っております。

そうした中で、この令和元年に開業してからも、コロナを乗り越えて、ここまでやってきてるんですけれども、様々な要因で非常に経営環境が厳しくなってるというのは今お話があったとおりであります。谷口院長をはじめ、全ての病院スタッフ、事務局も含めて、この厳しい中で、何とかこの経営を改善をしていこうということで、知恵を出しながら工夫をして努力をしてきてるんですけれども、それは今、成果も上がっている部分もありますが、一方で、人件費や物価の上昇のほうもありまして、その経営努力がそこで全てのみ込まれてるような、そういう厳しい状況もございます。そうした中で、やはりこの病院経営の、特に、こうした基幹病院、中核病院、この救急医療や手術を担うような地域の中核となる病院の経営が厳しいということは、これは小牧市民病院固有の問題というよりは、むしろ全国的に、病院の抱える構造的な問題が要因というところも非常に大きいものですから、診療報酬の在り方等々、国において、やはりこれは改善をしていただかないと、なかなかこの厳しさというのは乗り越えることができないんじゃないかという認識も持っております。そうした意味で、今、全国市長会でも私も発言をしておりますし、特に、その中でも社会文教の分科会などでも、私と同じような問題意識を持っている全国の首長、多数おられますので、まさに今そうしたところで、どうしたらこうしたことが改善できるのかということについて意見交換をしながら、そろそろこれ限界があるので、国に対してもっと強く働きかけをしていかなきゃいけないという、そういう共通認識の中で、今、議論をしているところであります。特に来年は診療報酬改定の年でもありますので、ここで谷口病院事業管理者からも、入院基本料の大幅な見直しであるとか、あるいは以前から問題になっているような消費税の取扱いについて等々、やはり国において制度的な面でしっかりと改善をいただいて、バックアップしていただくように、私からも、さらにほかの自治体等とも連携をして強く働きかけをしていきたいというふうに思っております。

特に救急医療、そして入院、手術を担うような、そうした大事な病院だもんですから、特にそうしたところが、医療業界、いろいろと診療所も含めて幅広いんですけれども、特にそうした中核病院について、手厚く、やはり支援をいただきたいという趣旨を含めて、東京に向けて、いろんなルートを通じて強化してまいりたいと思いますので、議員の皆様方からも、ぜひそんな思いで、各政党などからも働きかけをしてい

ただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○23番（河内伸一）

本当に市長のほうから最後の答弁をもらえるなんて全然思っていなかったんですけども、本当にありがとうございます。

私ども、診療報酬ということに関しては、ここ20年ぐらい改善されてない、改定されてないということも聞いております。そういう中で、全国自治体病院協議会のほうからも診療報酬に対して、また、全国市長会のほうからもそういう要望をしているということは聞いております。僕は、要望も必要なんですけども、そろそろ国に対して要請という形で、もう少し強い言い方でもいいんじゃないかなとは思っておる一人なんですけれども、なんせ、ここは国会の場ではないですので、市議会の場ですので、限界があるかなと。その分、市長、また、谷口先生のほうで、強くその辺を国のほうに訴えていっていただけたらと思います。

本当に今、日本ではこの20年近く人口が減り続けております。そういう中でも毎年の出生率は皆さん御存じのとおり、減少の一途をたどっておるところでございます。当病院は令和5年度、18億3,000万円余の赤字決算でございました。また、先ほども申しましたように市長の行政報告の中でも15億3,000万余の赤字決算の見込みということで、本当に今までのその市民病院の状況とは全く違うかなというふうに危惧、心配しているところでございます。

そして、今、令和6年度ですが、愛知県内の自治体病院の全てが赤字決算の見込みということも聞いているところで、非常に今後大変心配しているところでございます。将来的に、本当に借金を残すことのないように、当病院としても、取り巻く中で大変厳しい環境を踏まえておりながら、また、地域における基幹病院として安全安心、質の高い医療を持続的に提供できるように経営強化プランを今、策定、実行中ではございますが、それに基づいて小牧市民病院経営強化プランに沿って、ドクター、それから看護師、事務局、三位一体となって、当病院の理念にあるように、医療を通して安心して暮らせる地域の実情に向け、最大限貢献し、市民の皆さんの信頼信用、愛される市民病院経営を期待したいところでございます。

これで私の全ての質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（小島倫明）

次に、黒井委員。

○4番（黒木 明）

4番、黒木 明、議長のお許しをいただきましたので、質問項目2件について質問

させていただきます。

質問項 1、小牧市民病院の医療費未払について。

近頃、外国人の国保未納問題が国会でも議題に上がり、小牧市でも以前、一般質問をさせていただき、日本人に比べ、外国人の未払率の高さを確認することができました。早急な改善対策が必要であることが確認できました。国民健康保険の未納問題とともに、病院の医療費、未払、ただ乗り、踏み倒しの言葉を用いてのニュースも目につくようになりました。

外国人については、日本人よりも医療費未払のリスクが高いことが厚生労働省の令和 5 年度医療機関における外国人患者の受入れに関わる実態調査（未収金の発生状況）の統計上、明らかになっております。

小牧市民病院においての医療費未払状況を確認する必要があると考え、質問させていただきます。

（1）状況について。

ア、過去 5 年間の国籍別医療費未払金額を問う。

イ、過去 5 年間の国籍別医療費未払件数を問う。

ウ、未払金の回収方法について問う。

（2）改修について。

ア、過去 5 年間の国籍別時効等による未払金回収不能額を問う。

イ、過去 5 年間の国籍別時効等による未払金回収不能件数を問う。

ウ、海外に出国してしまった場合の対応について問う。

以上、御答弁よろしくお願いします。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

それでは質問項目 1、小牧市民病院の医療費未払について、（1）状況について、ア、過去 5 年間の国籍別医療費未払金額について、イ、過去 5 年間の国籍別医療費未払件数についてであります。

アとイは関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

一部の患者の国籍につきましては、在留カード等の提示により把握できておりますが、全ての患者の国籍は把握をしておりません。そのため、当院が把握している外国籍患者の医療費未払件数及び金額を参考としてお答えさせていただきます。

令和 7 年 3 月 31 日時点における令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の医療費未払金額は 2,741 件、9,981 万 6,551 円となっております。そのうち、外国籍と把握して

いる患者の医療費未払金は544件、1,341万円5,103円となっております。

私からは以上です。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、ウ、未払金の回収方法についてであります。

未払金の回収方法の基本的な流れをお答えさせていただきます。まず、未収金発生日から約2週間後に請求書を送付し、約1か月後には督促状を送付します。督促状の送付後、約1か月後及び約2か月後の計2回未収通知を送付します。2回目の未収通知を送付してから約1か月後、催告書を送付いたします。未収金発生の翌年度、債権を選定しまして、弁護士に回収を委託しております。

私からは以上です。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

続きまして、（2）改修について、ア、過去5年間の国籍別の時効等による未払金回収不能額について、イ、過去5年間の国籍別の時効等による未払金回収不能件数についてであります。

アとイは関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

医療費未払金額と同様に、当院で外国籍と把握している患者の未払金回収不能件数及び金額を参考として、不納欠損処分額でお答えさせていただきます。

令和元年度から令和5年度までの5年間における不納欠損処分額は1,703件、5,065万2,666円となっております。そのうち、当院で外国籍と把握している患者の不納欠損処分額は27件、37万3,980円となっております。

私からは以上です。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、ウ、海外に出国してしまった場合の対応についてであります。

居住調査等により、海外に出国してしまったことが判明した場合、さらなる調査、督促等を行うことが困難であることから、回収業務は中止しております。

以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

現状、国籍別には把握できていないようですが、小牧市は、多言語、多国籍の対応に多くの労力と費用がかかっていますが、今後も政府はさらに新たな新興国から人材を受け入れる可能性もあり、さらに多言語化が増す可能性もあります。

例えば、受診の際に、名前、年齢等を記入する問診票に国籍の項目を追加するなどして、受付時に確認して、今後導入される予定の電子カルテに国籍に関するデータ管

理も今後必要になるのではと考えております。

(1) 状況については、ア、5年間の医療費未払金額について約1億弱で、約13パーセント外国人。イ、件数は約5分の1、約20パーセントが外国人であることが分かりました。これは、小牧市の外国人人口割合、現在約7.6パーセントから見ても、外国人の未払割合が多いことが確認できました。

医療費未払においては、未払金回収手続に請求書や度重なる督促状の発送等、事務的負担、弁護士への回収、委託料等の金銭的負担が発生し、きちんとお支払いしていただければ本来発生しなかった余計な負担が、経費や業務を圧迫している状況であると思われます。

医療費未払は、受診直後に払っていただけるようにシステムの改善が必要であると考えます。

(2) 改修について。2020年4月1日以降の診療分については時効期間が5年ですので、一概には言えませんが、金額的に(1)の未払の約半分の5,000万円、件数では約4割しか回収できていない状況で、これは支払わなくても逃げ切れると小牧市民病院が、ちょっと悪い言い方をすれば、なめられていると受け取れるひどい数字で、民間企業では、このような回収状況はあり得ない数字です。弁護士に回収を委託しているならば、さらに強めの対応が必要と感じます。

そこで、再質問させていただきます。

医療費未払から訴訟、財産差押えに至った件数をお願いします。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

当院では、医療費未払から訴訟財産差押えとなった事例はございません。

以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。

訴訟、財産差押えに件数はなしとのことですが、督促状を送る際に未払の場合、将来、訴訟、財産差押えの可能性もあることも含め強めに伝えて、実際に執行することで未払の回収につながる可能性も高くなると思います。簡易裁判所に訴訟したり、それでも払わない者に対しては、預金や給与、債権、財産を差し押さえ、強制的に回収する方法も含めて、現状からの改善を提案させていただきます。

数値的に、未払者の金額、件数は看過できない状況であることが確認できましたが、未払者のごね得、逃げ得を許さない、より一層厳しい対応への改善をお願いして質問事項1を終わります。

質問項目2、小牧市の出生状況について。

我が国の令和6年の出生数は68万6,061人で過去最低を更新しました。5年前の令和2年の出生数は84万835人でしたが、年々出生数は減少し続けております。

一方、令和2年の外国人の出生数は、1万8,797人となっており、外国人出生数の割合は約2.18%、令和5年の日本人の出生数は、72万7,288人で、外国人の出生数は、1万9,714人となっており、令和5年の外国人出生数の割合は約2.63パーセントと増えており、この外国人出生数の割合は、日本における全体の外国人の人数の割合の約2.8パーセントの数値におおよそ近いもので、我が国の外国人の出生数は割合ともに増え続けています。

少子化問題が叫ばれ、政府は少子化対策の一環として、こども家庭庁に地域少子化対策重点推進交付金等を含む予算として、令和5年、約5.2兆円、令和6年には約6.2兆円、令和7年には約7.3兆円の毎年ばく大な予算をつけていますが、実績は日本人の出生数を減らし、外国人の出生数を増やしている結果を出しています。

そして、制度として、国籍要件のない出産育児一時金についても質問させていただきます。

(1) 出生数について。

ア、過去5年間の出生数を問う。

イ、このうち外国人住民の出生数を問う。

(2) 出産育児一時金について。

ア、過去5年間の外国籍の方への支給件数を問う。

イ、過去5年間の外国籍の方への支給金額を問う。

ウ、過去5年間の海外出産申請件数を問う。

こちらは外国籍の方の件数でお願いします。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、小牧市の出生状況について、(1) 出生数についてのア、過去5年間の出生数でございます。

過去5年間の出生数につきましては、午前中の佐藤早苗議員への答弁と重なる部分もございますけれども、毎月県へ報告する人口動向調査の数値でお答えいたします。

令和2年は996人、令和3年は988人、令和4年は963人、令和5年は899人、令和6年は900人でございます。

次に、イの、このうち外国人住民の出生数でございます。ただいま申し上げました

出生数のうち、入国管理局で滞在許可を取得するまでの出生後60日以内の経過滞在者を含めた外国人住民の出生数は、令和2年は86人、令和3年は91人、令和4年は93人、令和5年は92人、令和6年は117人でございます。

次に、(2)の出産育児一時金については、過去5年間の外国籍の方への支給件数でございます。

出産育児一時金は、出産等の際に加入している各医療保険から支給されるものでございますが、本市が把握できる国民健康保険の被保険者につきまして、令和元年度から令和5年度までの5年間の件数でお答えいたします。令和元年度は42件、令和2年度は37件、令和3年度は23件、令和4年度は20件、令和5年度は26件でございます。

次に、イの過去5年間の外国籍の方への支給金額でございます。

ただいま申し上げました支給件数に対する令和元年度から令和5年度までの5年間の支給金額を申し上げます。令和元年度は1,738万6,849円、令和2年度は1,554万7,177円、令和3年度は915万6,410円、令和4年度は812万758円、令和5年度は1,264万202円でございます。

次に、過去5年間の海外出産の支給件数でございます。

アで申し上げました支給件数のうち、令和元年度から令和5年度までの5年間の海外出産の支給件数を申し上げます。令和元年度は2件、令和2年度及び令和3年度は0件、令和4年度は2件、令和5年度は1件でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。(1)全体の出生数につきましては、5年前に比べ減っていることが確認できました。ただ、その内訳として、日本人の出生数が減り続け少子化になっていますが、外国人の出生数は、この小牧でも5年間増え続けていることが確認できました。日本国内における全体の外国人人口割合と出生数の割合、数値は近いものがありましたが、小牧市の場合、外国人の出生数の割合は年々増加し続け、令和2年は約8.6%だったのが、令和6年には約13%まで拡大し、人口割合の約7.6%を大きく上回っています。小牧市の外国人の出生数については、少子化の言葉が当てはまらない現象が起きていることが確認できました。

(2)出産育児一時金について。件数金額については年ごとにばらつきがありますが、利用に国籍要件がないことから国会の場でも取り上げられています。外国籍の方にとっては、本来母国では受けられないような手厚い金額、支援を利用できていることも外国人の出生率が増えていることに関係しているのではないかと思います。

そして、ウ、海外出産申請件数も、少数ですが申請があることが確認できました。2023年のニュース記事では、ベトナム人が出産一時金を1,600万円以上受給し、制度

を悪用され逮捕された前例があります。

そこで、再質問させていただきます。海外出産確認方法について質問いたします。

○福祉部次長（山本格史）

海外での出産を確認する方法でございますけども、出産した事実を確認する資料として、医療機関が発行する出生証明書及び出産費用に係る領収書、それらを日本語に翻訳した書類、親子健康手帳、渡航の事実を確認するためのパスポートの提出を求め、親子健康手帳がない場合は、申請者に同意をいただきまして、出産した医療機関へ調査を行うことにより確認をしております。

また、市では確認が困難な事案については、愛知県国民健康保険団体連合会に調査を委託し、書類の翻訳や現地の医療機関への聞き取りなどを実施しております。

○4番（黒木 明）

一部訂正したいところがございます。質問項目2（2）のアとイの部分で、過去5年間の外国籍の方への「支給」と言ったところを「申請」というふうに訂正させていただきます。違うか。ウですね。過去5年間の海外出産申請といったところを支給と訂正させていただきます。

御回答ありがとうございます。海外出産確認方法について、不正な受給がないように、慎重に対応していただけていることが確認できました。

今回、質問させていただきました経緯といたしましては、市民の方々から、子どもの遊び場で外国人のお子様がどんどん増えている気がするというお声がありました。日本人の少子化の原因は幾つかあると思いますが、若い世代、現役世代、子づくり世代の金銭的事情が大きいことも要因すると考えられます。私は高卒ですが、大学に進学する方の約半数が利息付きの奨学金で大学に入り、社会に出るときには借金を背負ってマイナスからのスタート。金銭的に将来の不安を理由に結婚を逃す人も少なくないようです。2026年に導入予定の子ども・子育て支援金制度は、世間では通称独身税とやゆされ、独身、未婚の若者、現役、子づくり世代にさらなる金銭的負担を強いることになり、出生数のさらなる悪化につながりかねない状況です。

今回の質問で、小牧市の出生数の内容が明らかになったのは、早急に、特に日本人を対象とした出生数を上げる思い切った改革と想像が必要と思われます。例えばですが、小牧市でも、名古屋市で前例もある市民税5%減税を日本国民を有する者を対象に行えば、若者、現役世代にも課せられる通称独身税の負担を経済的に少しでも軽減できると思います。

減税の話をする、財源がというお言葉がセットでついてくると思いますが、小牧市では令和6年の事務事業評価の判定項目、維持の項目全てに改善の文字が追加され

る画期的な対応がされております。

個別シートのこれまでの改善内容の項目には、現状、なしや空白になっているシートもありますが、例えば、事業番号B1102、事務事業名、外国人児童生徒教育推進事業の改善内容には、竣工経費抑制のため計画を中止したと、予算を抑制した改善例もあり、費用対効果に事業をなくしても財源を確保できる選択肢もあると思います。

小牧市の人口は5年間で約4,600人の日本人が消え、外国人は約1,300人増えています。そして、小牧市は外国人の子どもはどんどん増え続け、日本人の生まれる命がどんどん減り続けています。5年間の数字だけを見れば、小牧市は外国人の子どもを増やして、日本人の子どもを減らし続ける市政を行ってしまっています。

ほんま少子化だから仕方がない、少子化だからと諦めるのではなく、子育ての前段階、子づくり世代にも目を向け、現状、国籍問わず行われている市のあらゆる制度につきましても、日本人の少子化に向き合い、日本の国籍を有する者を対象とした減税対策など、日本ファーストの日本人ファーストの政策対応等をしていただくことをお願いして、全ての質問を終了いたします。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時15分とします。

(午後2時51分 休 憩)

(午後3時15分 再 開)

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

大上利幸議員。

○5番（大上利幸）

5番、大上利幸、それでは質問に入ります。

質問項目1、パークアリーナ小牧の交通手段について。

パークアリーナ小牧は最大約5,000人収容可能な愛知県内屈指のキャパシティを誇るメインアリーナに、サブアリーナ、トレーニングジムとサッカーグラウンドの4つのスペース等で構成されているが、駐車台数は乗用車637台、そのうち臨時駐車場が202台であり、収容人数に対して非常に少ない駐車場であるため問題があると感じております。開催されるイベントによっては、駐車場不足の影響により、利用者と近隣住民にも多大な御迷惑をかけているのが現状です。さらに、来年開催の第20回アジア

競技大会において、バレーボール競技会場の仮決定もされていますので、早急な対応が必要だと考えます。

(1) 利用者の現状について。

ア、車での利用者数を伺います。

イ、公共交通機関での利用者数をお伺いします。

ウ、交通手段に関する利用者の声を伺います。

エ、現状の駐車台数で足りなくなったイベントを伺います。

(2) 交通手段の課題について。

ア、駐車場の課題を伺います。

イ、公共交通機関の課題を伺います。

ウ、近隣住民への対応についての課題を伺います。

(3) 交通手段の今後の取組について。

ア、利便性の向上の取組を伺います。

イ、第20回アジア競技大会の対策を伺います。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目1、パークアリーナ小牧の交通手段について、順次お答えをさせていただきます。

まず、(1) 利用者の現状についてのア、車での利用者数についてであります。パークアリーナ小牧の利用者につきましては、日頃からパークアリーナ小牧の各施設を利用されている方、大会や式典、イベントを開催する主催者、そして、その参加者に大きく分類されるところであります。

それぞれの利用者の交通手段は、パークアリーナ小牧の立地条件から、子ども以外の利用者は車でお越しいただくことが多いと思われるため、特に利用者の交通手段に関する調査は実施しておらず、車での利用者数も把握しておりません。そのため、パークアリーナ小牧では、議員が述べられた637台分の駐車場のほか、障がい者用の駐車場7台分、バス専用の駐車場10台分を備えており、また、事前に把握している土日の大規模イベントにつきましては、近隣の民間企業に駐車場をお借りするなど、2,000台を超える駐車場を確保できる体制を整えているところであります。

なお、大規模イベントなどを開催する場合は、主催者と指定管理者で、あらかじめ想定される参加者数や車での来場者数に応じた駐車場の利用計画、参加者の輸送計画などについて協議を行っております。主催者には、パークアリーナ小牧の駐車場や近

隣企業からお借りしている駐車場などを説明し、駐車場や施設周辺が混雑することがないように、駐車場の誘導員の配置や、案内看板を設置すること、来場、帰宅時間分散の工夫を施すこと、事前に、参加者に対して駐車場の場所や利用方法などの周知や、必要に応じてシャトルバスを運行することなどを要請しているところであります。

次に、イ、公共交通機関での利用者数についてであります。公共交通機関でパークアリーナ小牧にお越しになる方へは、名鉄小牧線の小牧原駅から約1.7キロメートルで徒歩22分、また小牧巡回バス「こまくる」を利用された場合には、小牧駅からの2河内屋線、もしくは味岡駅からのA3岩崎原線で、パークアリーナ小牧のバス停までお越しになるよう御案内をしております。

しかしながら、さきにお答えしましたとおり、交通手段に関する調査を実施しておりませんので、公共交通機関で来られた利用者数は把握をしておりません。

次に、ウ、交通手段に関する利用者の声であります。イベント開催時に、日頃からトレーニングジム等、パークアリーナ小牧を利用されている方から、近くに車を止めることができず不便であったなどの御意見をいただくことはありますが、それ以外は交通手段に関する御意見をいただくことはほとんどありません。

なお、パークアリーナ小牧で指定管理者が実施しております利用者アンケートでは、令和6年度は回答をいただいた68件中、自由意見で2件、駐車場が混雑して駐車するのが大変だったという御意見をいただいております。令和5年度は55件中、交通手段に関する御意見はありませんでした。

次に、エ、現状の駐車台数で足りなくなったイベントについてであります。昨年度、土日に民間企業から駐車場をお借りしたイベントは23件、延べ35日ありましたが、それも含め駐車場が足りなくなったイベントについては承知をしておりません。

次に、(2)交通手段の課題についてのア、駐車場の課題についてであります。駐車場は多いに越したことはありませんが、土日に近隣民間企業からお借りする駐車場、さらには村中運動場も駐車場として活用することで、状況に応じて2,000台を超える駐車場を確保できる体制を整えており、課題としての優先度は高いとは考えておりません。

次に、イ、公共交通機関の課題であります。パークアリーナ小牧は公共交通機関を利用して来場される利用者には必ずしも便利であるとは言えません。しかしながら、日頃からパークアリーナ小牧を利用されている方の多くは、車や自転車などで来場されている状況を踏まえ、式典や大会、イベントのために公共交通機関を整備することは難しいと思われます。

次に、ウ、近隣住民への対応についてであります。大規模イベントの実施の際に

は、主催者が案内看板の設置や誘導員の配置などの対応していますが、事前の協議と状況が異なった場合などには、渋滞や違法駐車などで御迷惑をかけることもあり、その点は課題と考えております。

近隣住民の方々から御意見をいただいた折には、まずは状況を確認するとともに、主催者に速やかな改善をお願いし、さらに今後同様の御迷惑をおかけしないよう、主催者と十分な協議を行っております。

続きまして、(3) 交通手段の今後の取組についてのア、利便性向上の取組についてであります。さらなる駐車場の拡充や公共交通機関の整備などのハード面の整備は、現在の状況を踏まえますと、難しいと言わざるを得ません。そのため、利便性向上のための取組は、基本的にはソフト対策であり、現時点では、さきにお答えしました式典や大会、イベント開催時に主催者としてしっかり調整をし、駐車場への誘導や混雑解消への工夫、様々な交通手段の確保などを主催者に適切に実施していただくことだと考えております。

なお、万が一問題等が生じた場合は、同じ問題を繰り返さないよう、主催者とその原因を共有し、必要な対策を考え、実施するとともに、他のイベント等を開催する際にも生かすことで、利便性の向上を図ってまいります。

次に、イ、第20回アジア競技大会の対策についてであります。来年の9月から10月にかけて、パークアリーナ小牧で開催されます第20回アジア競技大会のバレーボール競技につきましては、パークアリーナ小牧の駐車場や公共交通機関の状況などを踏まえ、愛知県及び大会組織委員会が会場の配置計画や観客の輸送計画などを検討しているところであります。市としても、観客の皆様がスムーズにパークアリーナ小牧までお越しになれるよう、また、近隣住民の皆様に御迷惑がかからないよう、愛知県及び大会組織委員会にしっかりと意見を伝え、適切な対策がとられるよう協議をしていきたいと考えております。

以上となります。

○5番（大上利幸）

答弁いただきました。(1)は現状をお聞きしましたが、その中ですごく気になったのがウですね。利用者の声ということで、令和6年68件、令和5年55件と全く聞けてないなと。年間利用者約31万人なんですね。それでは駐車場の問題というのは聞き出せてないと感じます。特に駐車場の問題は、大規模イベントで起こる問題ですが、この大規模イベントのときに、しっかりアンケートを取られているかどうかをお聞きします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

アンケートでありますけれども、交通手段についてお尋ねしたものではありませんが、令和5年度は11月1日から翌年の1月31日まで、令和6年度は10月1日から翌年の1月20日までの期間で実施をしております。パークアリーナ小牧の正面ロビー受付とトレーニングジムの受付の2か所にアンケート用紙及び回収箱を設置し、利用者の方にはお声がけをしながら、御回答いただいているところであります。

この期間に、幾つかの大規模イベントも実施されているというような状況となっております。

以上となります。

○5番（大上利幸）

直近の小牧産業フェスタでも、利用者は1日目が6,000人、2日目が1万人と人数がいるので、これで年間で68件、55件、期間は限定されてますが、そのアンケート数は本当に意見が聞けてないんじゃないかなというふうに思います。これは、指定管理者ですので、セールスセルフモニタリングとして実施されてますが、市のほうもモニタリングとして、しっかりこれは指導していただいて、不満を感じているときにアンケートを実施するということに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続いて、（2）課題について、先ほど駐車場台数があるので優先順位は高くないということでしたが、結局、市民の声、利用者の声が聞けてないんですね、御迷惑かかっているということが。

ただ、（2）のウでは、渋滞や違法駐車など、御迷惑をかけている点は課題だと感じていると、これは矛盾してるんですよ。渋滞し御迷惑かけてると分かってるんですよ。これで駐車場の課題はないということは、私は矛盾していると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先ほども答弁をさせていただきましたが、駐車場につきましては、土日につきましては、近隣の民間企業の駐車場をお借りして、2,000台を超えるような駐車場を確保できる体制を整えているところであります。一時的に混雑することはあるかもしれませんが、多大な影響があったというような事案については承知をしております。

以上となります。

○5番（大上利幸）

これ産業フェスタ、今回、私も、通常は来賓のところを御用意していただいているんですが、市民と同じ、利用者と同じところを使ったんですが、私は味岡方面から案内で第2駐車場へ案内されて、中に皆さん入られたんですけど、結局、満車で出てくる方がいらっしゃったということですね。私の前にもう5台が並んでたんですよ。最初

の方は、臨時駐車場を案内されるんですが、臨時駐車場の場所を分かってないということなんで、3分ぐらいですかね、ずっと聞かれてるんですよ。そしたら、また後ろにも渋滞が広がったということで、その後、L字になってるんですが、その後は大きい通りで右折して、左折して、臨時駐車場なんですが、その右折が、またできないんですよ。最初の方は5分ぐらいかかってやっと入られて、次の方に結構クラクションとか鳴らされて。本当に、その最初の方は高齢者だったんですが、次の方は、それぐらいクラクション鳴らすぐらいですので、もう強引に入られた。また、次の車はまた入れないという状況が続いていました。そして、私の後ろにいた車は、住宅街にもう1本道があるんですが、待てなくてそちらに入られたら、もうそっちも出れないんで、もうまた大渋滞、つながるということで、本当にすごく御迷惑がかかってるんですね。これね、職員の方、見てもらえばすぐ分かるんですよ。アンケートがないだけではないんですよ。現場を見てもらえばすぐ分かることなんで、ぜひ、これは課題として取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、駐車場でございますが、近隣民間企業の駐車場、村中運動場があるということですが、ここは私、距離もあって不便ではないかというふうに思いますが、どのように考えていますか。お伺いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利） 大規模イベントの開催時には、近隣民間企業の駐車場もしくは村中運動場を臨時駐車場とすることはあります。その際には、徒歩で15分から20分程度移動していただくということになりますが、イベント主催者が必要に応じてバスを準備するなど、対策を実施しているところであります。

なお、繰り返しになりますが、主催者と指定管理者であらかじめ想定される参加者数や車での来場者数に応じて、駐車場の利用計画、参加者の輸送計画などについて協議を行って、臨時駐車場のみならず、様々な交通手段に対する対応の要請を行っております。

駅や他の公共交通機関から、イベントによってはシャトルバスを運行することなども、主催者が状況に応じて実施をしておりますので、課題の優先度としては高くないというふうに考えております。

以上となります。

○5番（大上利幸）

続いては、イ、公共交通機関の課題ということで、イベント等のために公共交通機関を整備することは難しいという答弁でありましたけど、私、参加させていただいた小牧産業フェスタ、これ小牧駅直行フェスタ号、片道9便、計18便を無料で実施されてますが、公共交通機関を整備するのが難しいというのではなくて、やる気になれば

できるというふうに理解していいのかどうかお伺いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先ほども答弁をさせていただきましたが、必要に応じてシャトルバスを運行することなど、主催者に交通手段に対する対応を要請をしているところであります。基本的にはイベントのためだけに公共交通機関を整備することは難しいと考えております。

以上になります。

○5番（大上利幸）

小牧駅直行便はイベントのためだけに用意していると思うんですが、そういった答弁でしたので、次に進みます。

近隣住民への対応についての課題でございます。近隣住民の方々から御意見をいただいた場合に、状況を確認し、主催者に速やかな改善をお願いし、今後の対応についても十分な協議を行っているということですが、十分な対応をされてるのに毎年同じような御迷惑かけてる状況なんですね。これは十分な協議ができてないんじゃないかなというふうに思いますが、これは、なぜそういったことが起きるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

パークアリーナ小牧では、一般的な利用、イベントにおいて、過去の状況を踏まえて、既に必要な対策を実施しております。違法駐車対策として三角コーンを並べたり、渋滞対策などは、誘導員の配置や案内看板の設置をイベント主催者に要請をしているところであります。

なお、毎年同じイベントで多大な影響を与えているような事案は承知をしておりません。また、イベントは基本的に主催者の責任において実施するもので、近隣住民への対応につきましても、まずはイベント主催者が実施すべきものと考えております。

以上となります。

○5番（大上利幸）

イベント主催者が把握されてないんですよ。やっぱり指導する必要があると私は思いますね。そして近隣住民の方々にも、御意見があったら対応するのではなくて、毎年やってることなんで、終わった後に意見を聞く、こちらから聞く、直接聞くのは難しかったらアンケートを渡す。そして、開催前には、住民の方にこういう対応をしますと、そういった対応が今後は、私は必要だというふうに思います。

続いて、（3）今後の取組についてということですが、主催者に問題が起きないように様々な指導をしているということですね。イベント会社にちょっとお願いをしているということですが、これまた同じ質問になるんで、しゃべりますが、本当にこれ

指導をしていただきたい。こういった問題が、そのためには大規模イベントのときの利用者の声を拾って、不満を拾っていただきたいんですよ。それが足りないから指導もできないんですね。そういったことをやっぱり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これ、原因として、イベント主催者のチラシを確認すると、案内には臨時駐車場の地図や動線等全く書いてないんですよ。だから利用者は、パークアリーナのホームページを見ると、敷地内の駐車場が表示されてるんですが、そこにも臨時駐車場は表示されてないんですね。予備知識で入ってないんですよ。だから、駐車場係の人に何度もずっと聞かなきゃいけないんですね。やっぱりそのチラシ等に、臨時駐車場ここにありますよというものをさきに伝えていく、こういった指導が私は必要だというふうに思います。

そして、駐車場利用者への案内看板、少しあるということなんですが、分かりやすい地図を表示したような看板であったり、駐車場係の人が、口頭ではなかなか難しいんですね。なので、簡単な地図ですよ。そういったものを渡して、すぐ示して案内できるような対応をしてもらえれば、この駐車場は改善できるんじゃないかなというふうに思います。

現状の臨時駐車場として、敷地内では多目的広場を臨時駐車場として対応されてますが、私は児遊ひろばやサッカーグラウンドも臨時駐車場にすると利便性がよくなるんじゃないかなというふうに思いますが、どのようなお考えかをお聞きしたいと思います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先ほどもずっとお答えをしているところでありますけれども、状況に応じて2,000台を超える駐車場を確保できる体制を整えておりまして、課題としての優先度は高いとは考えておりません。

その上で、児遊ひろばは遠路からの車の乗り入れは可能ではありますが、利用者の車両が通ることを想定して整備はされておられません。そのため、道幅が狭く、利用者の安全確保も困難なことから、現時点での活用は考えておりません。

また、サッカーグラウンドについては、人工芝が敷いてあります。車両を乗り入れることによりまして人工芝が傷んでしまい、その修復に多額の費用、時間を要することから、臨時駐車場としての活用は考えておりません。

以上となります。

○5番（大上利幸）

児遊ひろばですかね、そのままではやっぱりなかなか難しいんで、ちょっとの手入

れ、工事は必要だと思います。

サッカーグラウンドね、人工芝、車が走れば当然傷むというのは分かりきってることなんですが、それでできないのではなくて、人工芝を傷めずに臨時駐車場に使用する場合は、プラスチック敷板または樹脂製敷板を設置することによって臨時駐車場で利用できると思いますが、なぜできないのかをお答えください。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

サッカーグラウンドにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、臨時駐車場として活用は考えての整備もしておりません。スポーツ施設ということでありまして、それを棄損してまで臨時駐車場で使う予定はありません。

以上になります。

○5番（大上利幸）

多目的広場はほかの利用でされてるんですが、臨時駐車場で使っているということですが、ちょっとの考え方だと思います。利便性を高めるためには、こういったことも検討を、ぜひしていただきたいなと思います。

続いて、イでございます。

アジア競技大会の対策ということで、現状の平日、民間の駐車場を借りということもできないので、駐車場不足はやっぱり深刻だというふうに思いますので、パークアリーナ小牧での平日開催は難しいと伝えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

第20回アジア競技大会につきましては、パークアリーナ小牧の駐車場や公共交通機関の状況などを踏まえて、バレーボールの会場として仮決定をしているところであります。

観客の輸送計画などは、愛知県及び大会組織委員会が検討しておりまして、バレーボール競技の具体的な大会日程などはまだ決定しておりませんが、愛知県及び大会組織委員会に市の意見をしっかりと伝えまして、適切な対策がとられるよう協議をしていきたいと思っております。

以上になります。

○5番（大上利幸）

私は平日の開催が難しいということを伝えているかどうかということをお聞きしたんですが、明確な答弁ではなかったので伝えてられないか、伝えていच्छやらないのかなというふうに想像しますが、土日の開催においても、やっぱり現状の大規模イベントでは起きてる問題は、しっかり対策を取っていただきたいというふうに思います。

県や大会組織委員会が、パークアリーナ小牧の状況を把握しているとは思えませんので、やっぱり受け身の体制ではなくて、積極的に関与していただくことが重要だと思います。

今回は、パークアリーナ小牧開催の大規模イベントにおいて、駐車場問題の件を取り上げさせてもらいましたが、やっぱり現状を把握されてない。ぜひ、現場を見ていただきたい。そう思います。見れば分かりますので、問題提起をさせていただきましたので、まず市側が、この問題を把握するという調査から、ぜひ始めていただきたいというふうに思います。

今回の項目は、パークアリーナ小牧の駐車場、駐車場や交通手段でございましたが、駐車場に関しては、同様の問題が市民会館駐車場や東部市民センターの駐車場においても発生しております。今後市民センターにおいては、臨時で篠小や篠中を利用して対応されていますが、今後は篠岡地区の学校再編計画もありますので、篠小のグラウンド等を活用した形で、ぜひ利便性を高めていただきたいということをお伝えして、質問項目1を終わります。

続いては、質問項目2でございます。

健診センターについて、小牧市民病院において、総務省より持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき、小牧市民病院経営強化プランを策定されております。その強化プランは、愛知県地域医療構想等を踏まえて、果たすべき役割を明確化され、経営の健全化に向けた取組をされていますので、今後も注視していきたいと思います。

しかし、病気の早期発見にとっても重要な市民病院内の健診センターに関しては、健診者の声の収集や、その問題に対する改善等の取組が明確にされていないこと、さらに、最も重要な病気の早期発見に向けた取組が不足していると考えます。

(1) 健診センターの現状について。

ア、売上高の推移を伺います。

イ、健診者数の月別推移を伺います。

ウ、事業収支の推移を伺います。

エ、健診センターの特徴、差別化を伺います。

オ、健診者の声を伺います。

(2) 健診センターの問題について。

ア、検便容器の利便性の向上について伺います。

イ、検査の待ち時間の改善について伺います。

ウ、胃内視鏡検査の導入について伺います。これは胃カメラのことですね。

エ、その他の課題について伺います。

(3) 今後の取組について。

ア、早期発見に向けた取組を伺います。

イ、検診者の増加に向けた取組を伺います。

○議長（小島倫明）

質問項目 2 について答弁を求めます。

○市民病院事務局次長（堀田幸子）

それでは、質問項目 2、健診センターについて。

(1) 健診センターの現状について。

ア、売上高の推移についてであります。

令和元年度から令和 5 年度までの 5 か年について、人間ドック、健康診断、各種がん検診等の医業収益でお答えします。

令和元年度は 4 億円余、令和 2 年度は 3 億 8,800 万円余、令和 3 年度は 4 億 4,200 万円余、令和 4 年度は 4 億 4,500 万円余、令和 5 年度は 4 億 6,100 万円余であります。

なお、令和元年度は健診棟改修工事のため、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出のため、それぞれ 2 か月間の休業を行っております。

続きまして、健診者数の月別推移についてであります。

令和 6 年度の月別健診者数を基にお答えします。4 月の健診者数は 646 人で、1 日当たり 31 人と 1 年間で最も少なく、5 月のゴールデンウィーク明けから増え始め、6 月から 12 月は繁忙期となり、1 日当たり 80 人前後となりました。2 月中旬以降は次第に健診者数が減少し、3 月は 751 人で、1 日当たり 38 人となりました。

続きまして、事業収支の推移についてであります。

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年について、医業収益から医業費用を差し引いた医業損益でお答えします。令和 3 年度は 5,500 万円余、令和 4 年度は 4,200 万円余、令和 5 年度は 4,300 万円余の医業利益となりました。

私からは以上です。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、エ、健診センターの特徴、差別化についてであります。

当センターでは、市内に立地する航空宇宙関連産業等をはじめする、大企業や倉庫運輸業など、数多くの中小企業の従業員を中心に、労働安全衛生法に準じた定期健康診断、健康保険組合による福利厚生の一つとしての人間ドック、海外渡航に必要な健康診断などを実施しております。

また、病院に併設しているため、CT や MRI などの先進的な医療機器を使用して、

精度の高い検査を行うことが可能であることや、健診結果などの情報を共有し、異常が見つかった場合などは、精密検査や治療にスムーズにつなげることができるなど、医療体制が整っており、安心して健診を受けていただくことができる施設であります。

続きまして、オ、健診者の声についてであります。

健診者に満足していただける検診を提供し、よりよい運営を図ることを目的に、平成29年度よりアンケート調査を実施しております。アンケートの内容は、受診動機、受診回数、案内書類の分かりやすさ、スタッフの対応、検査の待ち時間、環境面などについて意見をいただいております。自由意見としましては、施設の中が寒い、待ち時間が長い、スタッフの対応が丁寧である、落ち着いた雰囲気がよいなどのほか、次回の健診も利用したいという意見が多くなっております。

健診を受けられるのは基本的に年に1回ですので、繁忙期などの検診の時期や曜日による混雑状況等もアンケートの結果に影響すること考えられますが、少しでも満足していただけるように、健診者の声を聞きながら改善に努めてまいります。

続きまして、（２）健診センターの課題について。

ア、検便容器の利便性向上についてであります。

議員御指摘の便潜血検査の検査キットは、便の表面の血液の付着を採取しやすいよう、表面をひっかくようにしてキットの棒につけていただき、容器に入れるという構造になっております。容器の穴の大きさについては、衛生面の確保や適切な量を採取するための設計であり、現在のものが主流となっております。

また、現在導入している便潜血測定装置に附属する検査キットとなっており、正確な検査結果を得るために、測定装置と検査キットの組合せは非常に重要となっております。そのため、検査キットのみを変更することはできませんが、次回測定装置を更新する際には、検査キットの利便性も考慮しながら選定をいたします。

続きまして、イ、検査の待ち時間の改善についてであります。

待ち時間が生じやすい検査としましては、胃部エックス線検査、上腹部超音波検査、眼科検査などがあります。特に人間ドックの場合は、胃部エックス線検査の前に、上腹部超音波検査、肺機能検査を終了しておくことなどの制約があり、一番最後になる場合が多く、検査時間が重なり、待ち時間が発生しやすくなっております。そのため、制約の少ない健診コースの方には、早い段階で胃部エックス線検査に御協力いただいて、少しでも待ち時間が緩和できるようにしております。

また、検査を実施する健診スタッフは、各検査の混み具合を確認しながら、混み合っている検査のフォローに入るなど、臨機応変な対応を取っており、できるだけ待ち時間が少なく、効率的に検査が実施できるよう日々努めているところであります。

続きまして、ウ、胃内視鏡検査導入についてであります。

胃の内視鏡検査を実施するには、まず医師・看護師等の人材の確保が必要となっておりませんが、現状では診療部門の医師が充足しておらず、医師の確保が課題となっております。

しかしながら、需要があることは認識しておりますので、人材確保等、施設整備の問題を解消できるように、導入に向けた検討を進めたいと考えております。現在は市内の診療所等で内視鏡検査を行っている医療機関も多数ありますので、希望される方には、適宜、他の施設を利用していただくことで、御理解をいただきたいと考えております。

続きまして、エ、その他の課題についてであります。

今後の課題につきましては、医師の確保であります。現在、外部からの代務医を含め、午前1名、午後2名の医師が従事し、診察や結果説明、保健指導などを行っていますが、医師の不足が生じた際には、対応に苦慮することが想定されますので、専属の医師の確保が必要であると考えております。

私からは以上です。

○病院事業管理者（谷口健次）

続きまして、（3）今後の取組について。ア、早期発見に向けた取組についてです。

早期発見に向けて、検査部門は外部精度管理の評価を受け、検査制度の維持、向上に取り組んでいます。また、画像や検査結果等の症例検討やカンファレンスを実施し、日頃から検査を担当する職員のスキルアップに努めています。

なお、早期発見とともにもう一つの重要な使命は、早期治療へつなげることです。午前中の検査終了後、午後の結果説明では、一部の検査を除き、ほとんどの結果を健診者に説明し、精密検査、治療の必要がある場合は、当院受診を希望される方には外来予約を取得します。かかりつけ医療機関など、他院受診を希望される方には、紹介状や連絡票、健診当日の仮結果票、画像CDなどをお渡ししています。

また、当日結果が出なかった検査に関しても、すぐに精密検査、治療が必要な場合は、医師より電話にて連絡し、紹介状等のお渡しをさせていただいております。

早期に発見されても、早期治療につながらない場合もあり、翌年度の健診時には重症化しているということも実際には起こっています。少しでも早く医療機関を受診していただくために、医療機関未受診の方には、4か月後または6か月後に受診勧奨を行っております。

続きまして、イ、健診者の増加に向けた取組についてです。

開設当初の目標健診者数は1万5,000人でしたが、平成30年度に1万8,000人を超え

た後、改修工事や新型コロナウイルス感染症の流行による休業で一時的に減少したものの、令和3年度には回復し、令和6年度は1万9,000人に迫る人数となっています。

6月から翌年1月の繁忙期には、特に人間ドックの予約枠が埋まっており、体調不良などによる予約変更もままならない状況となっております。そうした中で、健診者の増加に向けての取組としては、閑散期の健診者を増やして平準化を図ることと、午後の健診の実施について現在検討しているところです。

以上です。

○5番（大上利幸）

ありがとうございました。それでは、（1）でございます。現状をお聞きしました。この中で気になったのが、エの健診センターの特徴です。海外渡航に必要な健康診断や市民病院、小牧市民病院の受診を案内できるということで、そういった特徴をしっかりと伝えていただいているんですが、残念ながらどこにも書いてないんですよね、ホームページにもどこにも。健診者に向けた文書、そういったところは全く書いてないので、この表記、後でも触れますが、この辺は改善をしていただきたいなというふうに思います。

そして、健診者の声、パークアリーナ小牧でも質問して伝えました、回収枚数が非常に少ない。もう本当に問題が把握できてないということが分かりましたので、しっかりこれは対応していただきたい。令和6年20件、令和5年未実施というのは、やっぱり明らかに1万9,000人弱の方がいらっしゃるのに、本当に少ないと、不満の声が聞けてないんじゃないかなというふうに思います。この点も後で質問をさせていただきます。

続いて（2）のア、検便容器の利便性ということですね。本当に穴がちっちゃくて、高齢者の方は本当に手が震えたらもう入らないというクレームが、いただいておりますが、その容器の問題は、受診者の方から聞いているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

便潜血の測定のキットの話であります。そういった苦情を聞いていないかという御質問です。アンケートの過去の自由意見を一通り見ましたが、便のキットに関する苦情は一つもありませんでした。

以上です。

○5番（大上利幸）

これは私は聞いているんですね、高齢者の方から。そして、そのことを議員活動として以前にもう伝えているんですね、健診センター。それは問題意識を持たれてたので、担当の方は。今後、機器の更新があると、その前なので、ここをしっかりと検討すると

いうお答えをいただいていたんですが、残念ながら昨年、同じ機器で更新をされてるんですね。なぜ、改善をされなかったのかをお聞きしたいと思います。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

現行の便潜血測定装置は、令和6年度に導入したものであります。当院で医療機器の導入に当たりましては、副院長、診療技術局長、看護局長等を委員とする機種選定委員会において、複数のメーカーの機器の性能やランニングコストを含めた費用等を比較検討し、選定しております。導入した便潜血測定装置は、他の機器に比べて検体処理速度が速い、国内での使用施設が多く、データの相関が取りやすい等といった理由で選定したものであります。

以上です。

○5番（大上利幸）

今の機器がシェア100%ではないので、ほかのところ入れやすいのがありますので、昨年、更新されたということは、やっぱり10年ぐらい持つんではないかなと思ってますけど、700万ぐらいすると聞いておりますが、やっぱり健診センター、ちょっとしっかり利益を上げてもらって、入れ替え、その古いやつはどこかに売却するような対応をぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、イの待ち時間でございます。案内をされてるスタッフの方は本当にすばらしい動きをされてます。各検査の待ち時間状況を確認しながら、最適な検査に案内していただいて、本当にすばらしい仕事を、本当にしていただいているなというふうに思っています。その中で、先ほど胃の検査とかいろいろ待ち時間がかかるということでしたが、私、目の検査でも結構待ちました。これ30分ぐらい待って、スタッフの方が一生懸命電話されてヘルプの方を呼ばれたんですが、そのヘルプの方が検査をやられるんですが、理解されてないので、やられてる方が指導しながらやってるんですね。非常に不安な目の検査になってましたので、その点は、今は改善されてるかどうか分かりませんが、ぜひ、改善をしていただきたいなというふうに思います。

この検査の待ち時間に関しては、内部でやっぱり考えてもらえる限界があると思うんです。これは外部企業にしっかり分析して、指導していただくことによって、改善速度が早まるんじゃないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

検査の待ち時間が長いということで、その解消に向けての努力をしているかということだと思います。

○5番（大上利幸）

外部を使った方がいいんじゃないかと。外部企業にしっかり分析、指導してもらっ

たほうがいいんじゃないかと。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

外部企業を使って、しっかり分析をしてもらった方がいいんじゃないかというお尋ねであります。なかなか30分以上という待ち時間の苦情は聞いてないんですが、やっぱり検査によっては待ち時間の、ちょっと長い待ち時間が生じているというのは事実であります。検査を実施している健診スタッフもかなり努力しておりまして、先ほど答弁でも述べましたが、各検査の混み具合を確認しながら、混み合っている検査のフォローに入るなど、臨機応変な対応を取っており、できるだけ待ち時間が少なく、効率的に検査が実施できるよう努めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○5番（大上利幸）

質問と答弁が違ってますが、外部専門企業、そういったところに入っても、外部の方に入っていて、内部ではなかなかこういったものは改善しないので、ぜひ、そういった活用も検討していただきたいと思います。

続いて、ウでございます。胃内視鏡検査、胃カメラの導入についてということで、将来的に医師不足の解消がされれば導入について前向きに考えたいというような答弁だったと思いますが、私は今後も医師不足は解消されることはないというふうに思います。

まずは胃カメラ、胃内視鏡検査をやるということを決めて、専属の医師は好待遇をしてでも、私は採用するべきではないかなというふうに思いますが、考えを伺います。

○病院事業管理者（谷口健次）

健診における内視鏡検査の重要性というのは、私も実は認識をしておりますので、できるだけその方向で準備をしたいと思っております。

ただ、残念ながら、今いわゆる一般臨床の場面でも消化器内科医不足が発生しておりますので、できるだけ速やかにその解消をした上で、した上でというか、並行して進める方向で考えたいと思います。

以上です。

○5番（大上利幸）

他の病院では、診療内科によっては集まらない内科の医師は好待遇にしたり、これはやっぱり内部で問題も起きると思うんですが、そういった対応をしてる病院もありますので、ぜひ、検討をしていただきたいなというふうに思います。

続いて、その他の課題ということで、先ほどアンケート枚数というものは少なかったという、もうこの実施ですね、やり方も含めて、ぜひ、検討していただきたいとい

うことと、少ないアンケート回収の結果としては再受診、先ほど高いというような表現を答弁でいただいたんですが、残念ながら再受診が75%なんですね。知人、家族に勧めたいというのが62%と、非常に私は低い数字だと思います。これ私の専門の飲食店だと、もうすぐ潰れてますぐらいの数字だということを理解いただきたいなと思います。

そして、ホームページの件も伝えましたが、ホームページの情報に関しても、コース名、費用、検査項目の表示のみであり、このオプションとかの検査が何のために要るかというものは全く書いてないんですね。何年に1回、毎年やったほうがいいのか、2年に1回やったほうがいいのかと、そういう説明も全くなしで、コースだけみんな知ってるだろう。その表示だけというのは、やっぱり改善する課題があるんじゃないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

ホームページの改善についての御質問であります。検査の目的や内容に加え、現在は結果票のみに記載しております。結果数値の見方についても、ホームページにまとめて掲載することを検討中であります。

以上です。

○5番（大上利幸）

（3）に移ります。ア、早期発見に向けた取組ということで、院長のほうからしつかりと説明いただきましたが、私はこの中で、先ほども取り上げて胃がん検診、これが重要だと思ってますので再再質問させていただきます。

胃がん検診において、胃部エックス線、これバリウムですね。あと、胃内視鏡検査、胃カメラがあるが、どちらのが早期発見できるのかをお伺いしたいと思います。

○病院事業管理者（谷口健次）

ただいま、胃がん検診ということによろしいですか。一般的なドックとはちょっと違うという認識でよろしいでしょうか。当院がやっておりますのは、いわゆる人間ドックになるものですから、胃部のエックス線検査と、一応人間ドックに関しては胃部のエックス線検査と胃内視鏡検査が両方推奨されるという状況にありますので、当院は、まだその内視鏡の検査が対応できてないということで、胃部エックス線検査をさせていただいているという状況です。

ただ、胃がん検診ということを考えますと、内視鏡検査は胃の粘膜を直接観察するということもありまして、粘膜の変化を捉えやすく、凹凸の少ない病変とか色調が違うだけの病変も確認ができます。また、検診で異常を指摘された場合には、精密検査として胃内視鏡検査を行って、がんが疑わしい病変が見つかった場合には、その組

織の一部を採取する生検を行われるなど、その有用性は広く認められております。

しかし早期がんの場合には、ときに診断の精度の問題もありまして、がんがあっても検査で必ず見つかるとは限らないものですから、がんのタイプや出現部位などによって発見が難しい場合もあるために、異常がなくても定期的に胃がん検診を受けることが大切だというふうに考えているというところでございます。

以上です。

〇5番（大上利幸）

胃の内視鏡検査では、食道がんの発見も効果があるという数字が出ております、統計が出てます。新潟市の統計では、胃がんの診断精度では、胃エックス線検査ですね、これバリウムが81.5、胃カメラが96.8という結果が出ています。さらに、食道がんにおいては、バリウム検査は11.2、胃カメラは85%という非常に効果が出てるというふうに思いますので、食道がんの早期発見についても、胃カメラがやっぱり重要ではないかなというふうに思います。

そして、胃エックス線検査でポリープなどが、何か異変が見つかった場合は、2次検査として胃内視鏡検査、胃カメラを受ける必要があるが、胃カメラ検査の場合は、もし、がんを疑う病変が見つかったら検査中に組織の一部を採取し、病変が良性か悪性かを調べる検査に回すことが可能ということで、今回、この胃内視鏡検査、胃カメラにこだわっているのは、地元の方が2年に1回の胃内視鏡検査、これをバリウムでは発見できない小さなポリープが見つかって、検査中に組織を採取してがんと分かり、市民病院で手術を受けられました。早期の治療で、今、元気にやっておられるんですが、その方からは、本当に胃カメラ検査をやってよかったと、先生から今回は胃カメラをやったほうがよいよと言われたのでやったんだけど。市民病院で胃カメラ検査をやってないのはおかしいんじゃないかという意見もいただいていたので、お伝えしておきます。

健診センターのホームページの画面を見ると、基本方針、これも一番下のほうにあったんですが、1番として、安心でより質の高い健診を行いますという明記されてますので、やっぱり胃内視鏡検査は、私は必要だというふうに思います。

続いて、イでございます。

年々健診者が増加していることはすばらしいことであり、担当されてるスタッフの方にも感謝しております。しかし、現状の約1万9,000人の受診者で満足することなく、健診センターの事業にしっかりと取り組んでいただければ、私は3万人も目指せるのではないかなと、営業利益も約5,000万ぐらいが、3倍の1億5,000万は可能だと思います。やられてない、今検討されている午後の健診であったり、閑散期ですね、

受診者を増やす取組、健診の予約を通年できるようにする、受診後の翌年の予約を取る、ネットでの予約を実施、ホームページの利用促進に向けた情報開示、オプション検査の目的と重要性、これは先ほど言ってますね。あと、入り口1階、2階のリニューアルを実施して、きれいで居心地のよい空間をぜひつくっていただきたいというふうに思います。ただ現状では、予約管理もアナログであり、それを少ない職員で乗り切っていたのが現状です。健診センターのDXはもちろん、やっぱり職員の増員をして、しっかり対応できるようにしていただきたいというふうに思います。

市民センター全体から見ると、健診センターの事業は、私はやっぱり少し力が注がれてないように感じております。早期発見、予防医療の重要性を考えると、健診センターの事業はとても重要です。市民病院は企業会計であり、その一部である健診センターにおいては、民間企業の経営感覚も必要だと思います。民間企業と同様に、受診者の分析、受診者の声からの改善、受診者増に向けた営業等を含めたマーケティング力や、さらに受診者に喜ばれながら収益を上げていくマネジメント力の強化をしていただきたいというふうに思います。

市民病院本体、全体が厳しいという話が何度もありましたが、健診センター事業について、後回しする考えではなく、健診センター事業で稼いだ利益はやっぱり健診センターに再投資していただいて、健診センターの魅力度をアップしていただきたいというふうに思います。

市民が小牧市民病院に求めるのは最先端の医療であり、同様に市民病院が運営する健診センターにも最先端の検査を期待していると思っております。早急に、本日指摘させていただいた課題に取り組んでいただきたいということをお伝えして、全ての質問を終わります。

○議長（小島倫明）

次に、猪飼健治議員。

○3番（猪飼健治）

3番、猪飼健治、議長の許可を得ましたので、本日最後の一般質問に入らせていただきます。

質問項目1、学校再編について一括して質問をいたします。

まず中項目（1）学校再編計画における地域協議についてです。

私は、この新たな学校づくりと学校再編計画については、何度もこれまで議会で取り上げてきたところであります。そして余語議員の質問にもありましたけれども、御存じのとおり、学校再編における地域協議については、もう既に篠岡静岡地区におきまして、5月10日と30日に学校を考える会が開かれて、第2回目においては、篠岡地

区の学校再編計画案が示されたところであります。

そこで、そういう状況を踏まえて、まず（１）のアとして、篠岡地区の学校を考える会での地域協議の現在の進行状況についてお聞きをいたします。

また、併せて（１）のイとして、篠岡・北里・巾下、３つの地区の地域協議について、今後の予定をお伺いします。

次に、中項目（２）の篠岡地区学校再編計画の検討内容についてです。

学校再編に関する地域協議においても、最も保護者や住民の方が不安に感じていることのひとつが通学についてだと思います。再編によって学区が広がって、通学時間が増えて、果たして子どもたちが安心・安全に学校に通えるのかと。それは、やはり大きな関心事の一つだと思っております。

そこでまず、（２）のアとして、スクールバスの導入も含めた通学距離や通学時間の検討についてのシミュレーションの実施状況をお伺いいたします。

次に、（２）のイとして、シミュレーションで桃花台ニュータウン内の徒歩による通学時間は最大で約何分になると予想できるかお伺いをいたします。

次に（２）のウとして、市独自に想定している通学時間等の基準についてお伺いをします。

また、併せて（２）のエとして、運転手不足が言われているわけですが、スクールバス運行計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、中項目（３）の学校再編計画と小牧市都市計画マスタープランとの整合性についてです。

12月議会で、私は都市計画マスタープランの方向は、身近に生活利便施設をつくりやすくして、東部地域の人口減少に歯止めをかけよう、少しでも若者人口を増やしていこうという、そういう方向であるわけですが、学校再編については、残念ながら東部地域の人口減少、とりわけ子どもの数の減少を前提とした、そういう施策になっていて、やはりそこには矛盾乖離があるんじゃないかということを指摘をさせていただきました。

都市計画課からは、整合性が保たれるように注視していきたいというお話でありました。

そして、３月議会の安江議員への山下市長の答弁においても、桃花台篠岡地区においても、これから人口が減っていくわけですが、それをいかにして食い止めて、緩やかにしていくか、それが大事だというお話が、お答えがありました。桃花台ニュータウンをはじめとする東部篠岡地域の人口減少を最小限にとどめるためにも、学校の果たす役割は大きいと私は考えております。

そこで、地域づくりの一環としての学校の在り方について、見解をお伺いいたします。

最後に、中項目（４）の学校統廃合後の学校施設の利活用についてです。

まずアとして、学校統廃合後に、少なくとも校庭と体育館だけは残すという、そのような施策の方針、山下市長はそのようなことをおっしゃっていましたが、そういう施策方針があるとすれば、その根拠は何かお伺いをします。

次に、イについてです。

春日井市の高蔵寺ニュータウンでは、統廃合後の学校施設を利用した「グルッポふじとう」という地域複合施設ができております。この施設は、旧藤山台東小学校をリノベーションしたものであり、東部地域の図書館、児童館、コミュニティカフェ、そして地域包括支援センター等を複合させた地域の多世代の交流拠点の施設であります。

そこでお聞きをいたします。

本市としても、このような教室等の学校施設の利活用の仕方を考えないのか、見解をお伺いをいたします。

以上、質問項目１について、まずお答えをよろしくお願いをいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目１について、答弁を求めます。

○教育長（中川宣芳）

質問項目１、学校再編についての（１）学校再編計画における地域協議についてのア、篠岡地区の学校を考える会が開かれたわけであるが、地域協議の現在の進行状況についてのお尋ねでございます。

篠岡地区の学校を考える会につきましては、さきの余語議員の一般質問にお答えしたとおり、これまでに２回開催をしております。令和７年５月３０日に開催いたしました第２回の考える会においては、篠岡地区の学校再編計画の案といたしまして、篠岡一帯を一つの学園として捉え、一貫した教育理念の下、義務教育９年間の連続した学びの充実を目指していく「しのおか学園構想」として、２期に分けた段階的な再編案をお示しさせていただきました。

具体的には、再編の第１期目としては、桃ヶ丘小学校と光ヶ丘小学校の２つの小学校と、桃陵中学校と光ヶ丘中学校の２つの中学校に、令和９年４月を目指して再編を進め、次に、児童生徒数の減少状況等を勘案しながらの検討になりますが、再編の第２期目として、現在の篠岡小学校、篠岡中学校の跡地に小中一貫校の新設を検討していくものであります。

この再編案に対しましては、学校を考える会におきましても、委員や傍聴の方から

通学の課題など、様々な意見をいただいております。

そのため、今後も引き続き、それらの意見に対する具体的な対応策の検討を早急に進め、できるだけ早く児童生徒の教育環境の改善を図っていくため、学校再編計画の策定に向けて努力していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、イとして、篠岡・北里・巾下各地区の地域協議の今後の予定についてであります。

まず、篠岡地区につきましては、第3回の「学校を考える会」を6月27日午後7時から、東部市民センターで開催することを予定しており、通学の課題に対する対応策について御意見をお伺いするなど、より具体的な内容の検討に入っていきたいと考えております。

また、「小牧市新たな学校づくり推進計画」におきましては、北里地区と巾下地区につきましても、早急に学校再編の検討を進めていかなければならない地区として位置づけられております。

そのため、年内を目途に、それぞれの地区におきまして学校を考える会を立ち上げ、まずは保護者や地域の皆様と学校教育を取り巻く現状や課題の共有を図った上で、学校再編計画の策定に向けて協議をスタートさせていきたいと考えております。

続きまして、（2）篠岡地区学校再編計画の検討内容について。

アとして、スクールバスの導入も含めた通学距離や通学時間の検討についてのシミュレーションの実施状況についてのお尋ねであります。

通学の課題に対する対応策につきましては、第3回の学校を考える会で、シミュレーションをお示しして、御意見をお聞きしたいと考えており、現在、様々なシミュレーションの作成を行っているところであります。

なお、このシミュレーションにつきましては、学校を考える会以外の地域の皆様の声もお聞きし、最終的な通学の課題に対する対応策を検討していきたいと考えており、その結果により、校区割につきましても、第2回の考える会においてお示した学校再編計画案から変わることもあると考えています。

以上であります。

○教育部次長（岩本 淳）

イ、シミュレーションで、桃花台ニュータウン内の徒歩による通学時間は、最大で約何分になると予想できるかであります。

校区割につきましては、現時点で決定しているわけではありませんが、篠岡地区の

学校を考える会でお示しした学校再編計画案を基にシミュレーションをしたところ、第1期においては、城山四丁目地内から光ヶ丘小学校まで通う児童が最も遠く、通学距離が約2キロメートル、通学時間は個人差や学年差があるものと思いますが、徒歩による通学で、時速3キロメートルと仮定すると40分程度になると想定されます。

また、第2期において、1小学校、1中学校としたときに、現在の篠岡小学校、篠岡中学校の位置からは、第1期と同様に、城山四丁目地内が最も遠く、通学距離が約2.1キロメートル、通学時間が時速3キロメートルで42分程度になると想定されます。

以上です。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、ウとして、市独自で想定している通学時間等の基準についてであります。

現時点の考えといたしまして、著しく通学距離が長くなる児童生徒の通学方法としては、まず、中学生につきましては、自転車通学を認めることにより対応していきたいと考えています。

また、小学生につきましては、現在、篠岡地区の学校で、通学距離が最も遠い児童で、学校までの直線距離が約2.1キロメートルであることから、再編後において徒歩による通学がそれ以上の距離にならないよう、地形や道路により、スクールバスを利用する対象エリアを定めていきたいと考えているところであります。

続きまして、エとして、運転手不足が言われているが、スクールバス運行計画の進捗状況についてであります。

スクールバスの運行に関しましては、これまでも運行事業者にはヒアリングをするなど検討を進めてまいりましたが、第2回の学校を考える会において、篠岡地区の学校再編計画の案をお示しいたしましたので、今後は、この案を基に、より具体的に運行事業者からヒアリングを行い、安全で安定した運行計画を作成していきたいと考えております。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（3）学校再編計画と小牧市都市計画マスタープランとの整合性についてのお尋ねでございます。

学校は地域にとって、地域交流や防災など、まちづくりにとっても重要な拠点となる施設であると認識しておるところであります。

また、学校運営におきましては、地域の皆様にお支えいただき、各学校においては、それぞれの地域特性を生かして、特色ある学校づくりに取り組むなど、学校と地域と

のつながりは欠かせないものであると考えています。

しかしながら、学校は一義的には教育施設でありますので、学校の在り方を考える上では、教育的な課題の解決や子どもたちの学びの保障という視点を置き去りにはできないと考えております。

特に、篠岡地区の児童生徒数の減少は著しく、今後もその減少傾向が続くと見込まれている危機的な状況において、子どもたちにとって、よりよい教育環境を整えていくために、できるだけ速やかに学校再編を実施する必要があると考えております。

なお、学校再編を進めるに当たっては、同時に、魅力ある学校づくりを進めていくとともに、地域とのつながりを再構築していくことで、地域づくりに貢献できる学校としていきたいと考えています。

以上であります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（４）学校統廃合後の学校施設の利活用について。

アの「学校統廃合後に、少なくとも校庭と体育館だけは残す」という施策方針があるとすれば、その根拠は何かについてのお尋ねであります。

校庭と体育館だけは残すという方針があるわけではありませんが、さきの余語議員の質問でもお答えしましたとおり、学校施設につきましては、地域スポーツや防災など、地域の重要な拠点となっていることから、その機能を維持していくために、体育館やグラウンドについては、基本的に残していく方向で検討してまいります。

続きまして、イの春日井市高蔵寺ニュータウンでは、統廃合後の学校施設を利用した「グループふじとう」という地域複合施設ができているが、本市としてもこのような利活用の仕方を考えないか、見解についてのお尋ねであります。

学校再編後の体育館やグラウンドを除いた学校施設の利活用については、さきの余語議員にもお答えしましたとおり、今後さらに人口減少、少子高齢化が進み、本市の財政についても一層厳しくなると予測されている状況において、公共施設をこれまでのように、建設、維持していくことは困難であり、市として公共施設全体の総量の削減をしていかなければならないと考えております。

この考えに基づき、校舎など、その他の施設につきましては、今後、民間資本による活用の可能性がある場合には検討することも考えておりますが、現時点においては、篠岡地区における必要な公共施設の計画は特にありませんので、多額の維持管理費をかけてまで転用を図るべき施設の計画がないのであれば、原則、解体し、公共施設に係る経費の縮減に努めていく考えであります。

以上であります。

○3 番（猪飼健治）

質問項目 1 について、通してお答えをいただきました。

まず初めに、（1）のア、地域協議の現在の進行状況についてです。

まず、篠岡地区の学校を考える会において、委員の方や住民の皆さんから出された意見、要望などについて、これについては余語議員へのお答えがあったので、私からの質問は割愛をさせていただきます。

感想のみ言わせていただきます。やはり児童生徒への通学の不安の解消、そして児童生徒が学校が変わることによるメンタルヘルスのケア、そして、児童生徒自身や未就学児の保護者の声も聞くという、こういう点については、ぜひやっていただきたいなというふうに、私としては思っ、感想であります。

では、（1）のアについて、関連しての再質問です。

教育委員会による学校再編案では、今お話があったとおり、現在は小学校 5 校、中学校 3 校あるわけですけど、第 1 期は小中各 2 校に再編する。そして第 2 期は小中各 1 校に再編するという 2 段階の再編案ということでありました。

そこで再質問をします。

第 1 期は 2027 年、令和 9 年という実施ということでしたけど、第 2 期については、時期は未定だけれど必ず実施するということなのか。それとも、第 2 期は実施することもあればしないこともあるという、そういうことなのか、お答えをお願いします。

○教育長（中川宣芳）

2 期の再編につきましては、児童生徒数の減少状況や学校施設の老朽化等の状況等を勘案しながらの検討になりますが、人口推計でありますので、必ずということはい切れませんが、このまま児童生徒数の減少が続いていけば、再編の第 2 期目として、1 小学校、1 中学校の体制を検討していかなければならないと考えており、その際には、併せて小中一貫校の新設を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○3 番（猪飼健治）

しのおか学園構想というふうに聞きますと、第 2 期の再編が前提になっているようにも聞こえるわけですけど、必ずしも絶対に第 2 期小中各 1 校ずつの再編というのが、やると決まっているわけではないと、人口動態によっては変わってくるというふうに私は理解をいたしました。

それに関してです。

第 1 期再編時に統合されることになっている桃ヶ丘小学校、桃陵中学校と光ヶ丘小学校、光ヶ丘中学校についてですが、それらについては、それぞれ将来、小中一貫校

を含めて同じ敷地内、同一の敷地内の建て替えを望む。桃ヶ丘小、桃陵中での建て替え、光ヶ丘小、光ヶ丘中での建て替えを望む声もあります。

そこで2つ目の再質問です。

各小中学校の敷地内建て替えは、物理的に可能かどうか、見解を伺いたします。

○教育長（中川宣芳）

仮定の御質問となりますので、一般論として学校施設の建て替えについてお答えさせていただきます。

仮に、学校施設を他の敷地に移設できない場合を想定いたしますと、同一敷地で建て替えを実施することがございますが、工事期間中の児童生徒の安全や学校生活への影響など、様々な配慮をしていく必要があると考えております。

なお、今回お示しいたしました篠岡地区の第2期の再編案におきましては、篠岡小学校、篠岡中学校の敷地に、小中一貫校の新設を検討することとしております。この場合、篠岡小学校、篠岡中学校における教育活動は実施していないことから、2校の敷地を活用して、児童生徒に大きな影響を与えることなく安全に工事を進めることができるものと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

非常に分かりづらいお答えだったと思いますけれど、要するに、桃ヶ丘小、桃陵中、光ヶ丘小中、この敷地内に、物理的には同一敷地内に建て替えることは可能ということですね。そのように私は理解をいたしました。物理的にですよ。よろしいです。

ここからは、篠岡地区の学校再編案についての私の見解と要望を簡潔に述べたいと思います。

まず、小中2校ずつにするという、第1期の再編案についてです。

これは、私は児童生徒数の減少、学級数の減少ということを考えると、おおむね、やむを得ないというふうに私は思っております。考えておりますが、問題点もあります。

具体的には、旧大城小学校地区の、要するに城山地域ですけれど、2分割をして城山一丁目と二丁目部分は桃ヶ丘小に統合する。そして中央道より南東側の城山地域、城山三丁目と四丁目については、光ヶ丘小に統合するという2つに分けるという案があります。しかし、私、調べてみたんですが、私も城山三丁目に住んでるんですけど、この城山三丁目、四丁目も通学距離としては、光ヶ丘小よりむしろ桃ヶ丘小のほうが近いわけです。例えば、先ほど言った城山四丁目ですが、桃ヶ丘小までは約1.5キロですけど、私が調べた範囲では、光ヶ丘小までは約2.2キロ弱あります。時速3キロ

で歩くと、桃ヶ丘小までは約30分で着きますけれど、光ヶ丘小までは約44分弱かかることになります。そういう状況です。

また、ほかの生徒、児童は、城山一丁目、二丁目に住んでいるほかの児童は、当然桃ヶ丘小に通うということになりますから、お友達との兼ね合いということでも、桃ヶ丘小のほうが適當ではないか、いいのではないかと、そういう意見もございます。

私は城山三丁目、四丁目の児童も含めて、全ての旧大城小学校の児童は、桃ヶ丘小へ通学することをデフォルトにすべきというのが妥当だというふうに、私は考えております。しかし、児童生徒自身とか、未就学児の保護者の方とか、地域の方の声をよく聞いて検討していただいて、先ほど学区については変えることもあり得るというようなお話ありましたけど、この地域の児童が桃ヶ丘小、光小、どちらへでも通学できるような余地を残していただきたいと考えております。これが第1期についてです。

次に、小中1校ずつにするという、2期についての再編についてです。

これは、まず第一に、東部桃花台地域の人口の減少に歯止めをかけて、未来を展望する学校再編案には、残念ながらなっていないと思います。

また、第2に、通学時間、通学距離からいっても無理な再編案であると考えます。この点については後で詳しく述べます。

ですから、この第2期再建案というのは、従来言ってきた弾力的なものではなくて、非常に機械的に学級数だけを考えた学校再編案になっているのではないかと。これは認めることはできません。今からでも遅くないので、この第2期再編計画は、取りやめにさせていただきたいと思います。

以上、(1)のAに関してです。

次に、(1)のイに関して再質問をします。

篠岡・北里・巾下、各地域の協議については、いつまでに結論を出すという、いつまでということが決まっているのかお伺いをいたします。

○教育長（中川宣芳）

まず、篠岡地区につきましては、第1期の再編時期として令和9年度を目指すことといたしましたので、できるだけ早く学校再編計画をまとめ、再編の準備を進めていくとともに、地域の皆様に対して周知は丁寧に行っていきたいと考えております。

次に、北里地区、巾下地区につきましては、現時点でいつまでに再編計画を策定すると決めているものではございませんが、できるだけ早く課題の解消を図るため、年内にそれぞれ学校を考える会を立ち上げ、議論をスタートし、早期に学校再編計画をまとめていきたいと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

ぜひ、結論を急がずに、じっくり皆さんの声を聞いて進めていってほしいと思います。未就学児の親御さんの声も聞いてほしいという、こういう声も考える会が出ていたわけですから、様々な住民の皆さんの声の聞き方も考えていただきたいというふうに思います。

次に、（2）のアについての再質問です。

スクールバス運行を含めた、通学時間の趣味シミュレーションを実施するということですが、スクールバスの運行の範囲はどういう基準で決めようと考えているのか、基準についてお聞きをいたします。

○教育部長（矢本博士）

本市の通学許容範囲の基準といたしましては、小牧市新たな学校づくり推進計画におきまして、小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内を目安とし、また、通学時間の許容範囲を小学校、中学校、いずれも1時間以内を目安とすることを定めております。

なお、この基準につきましては、ただし書を設けており、徒歩での通学距離が著しく遠距離となる子どもたちについては、通学距離や学年等を考慮した上で、公共交通機関の利用やスクールバスの導入等の検討が必要としております。こうした基準を基に、今後、地域の皆様からの御意見もお聞きしながら検討を進め、徒歩での通学許容範囲とスクールバスの運行範囲を決定していきたいと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

小学校で4キロ、1時間、これは国が定めているものだよね。スクールバスの運行基準というのは、当然、児童、子どもの歩ける範囲を考えて、歩けないところはスクールバスにするということですから、4キロ、1時間というのは、これはちょっと実態から言ったら論外だと。この点については後で触れます。

通学不安が、とにかく解消できる距離の運航基準にしていいただきたいというふうに思います。

次に、（2）の2についてです。

地区内が一つの小中学校になった場合、第2次再編のことですね。桃花台内での通学距離は、城山四丁目から篠岡小まで、最も遠いところで約2.1キロ、通学時間41分というようなお話でしたよね。これ直線距離だと思います。私も緑道を使って、この前どうなるかということ想定して通学のシミュレーションをしました。通学距離は、私が調べた緑道を通してこういうふうに行くと、通学距離は約2.2キロから2.3

キロ、徒歩で、先ほど言ったように時速3キロで歩くと仮定すると、約45分というようなシミュレーションになりました。

いずれにしろ、教育委員会の方のシミュレーションしても、私のシミュレーションにしても、通学距離はいずれにしてもかなりの通学距離と時間になると。

この長い通学距離、通学時間についてはどのように考えるのか、再度お聞きをいたします。

○教育長（中川宣芳）

議員も歩かれたというお話をお聞きしましたが、私自身は、職員と一緒に現地を実際に歩いて確認をいたしました。測定の器具を持って確認をさせていただきまして、桃花台ニュータウン内の通学路について、極めて緑道が整備されているなど、児童生徒が安全に通学することができる環境が整っておりまして、また、市内のほかの地域におきましても、同程度の通学距離を徒歩により通学していることから、桃花台ニュータウン内においては、現時点で徒歩による通学が可能な地域であると考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

多分集合場所から篠岡小学校までの、城山四丁目といっても、そういう測り方ではないのかと私は思います。集合場所までも子どもは歩いてくるんですよね。それを含めると、私は徒歩45分というのは、変な数字ではないと思っております。この45分、もし歩くとしたら、これは小学校の児童では相当無理な通学時間だと私は考えております。

それに、このこと（2）のウに関連して再質問をいたします。

東京都町田市では、市独自の通学許容範囲をおおむね30分、30分ですよ。徒歩で2キロとしております。このような通学時間、通学距離について、本市としても独自の基準は持たないのか。これどう考えるか見解をお伺いいたします。

○教育部長（矢本博士）

児童の歩行速度につきましては、徒歩による通学距離の許容範囲を定める上で、検討材料の一つとなるものであります。

そのため、今後、徒歩での通学許容範囲とスクールバスの運行範囲を検討する際には、根拠となる児童の歩行速度につきましても、地域の皆様にお示しをしていく必要があると考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

通学時間が先ほどの基準、1時間4キロ以内、これだけが通学基準だとしたら、それはやはり、とにかく小学生の通学の実情とはかけ離れていると思います。今言ったように町田市ではその半分の30分ですからね、通学可能範囲は。

そこでもう一点、再質問します。

歩く速さのこともさきに答えられたんですけど、東京都の足立区では、子どもの、児童の歩く速さについて、このように内規があります。おおよそ30分で1.2キロ。30分以内というのは足立区も同じなんですけど。時速で言うと、これは2.4キロです。大人は4キロぐらいで歩くというふうに思いますが、その半分近くというのか、相当遅い時間を基準の時間にしてるんですよ。大人の時速約4キロと比較して、相当の配慮をしております。

このように、子どもの歩行速度についても、本市独自の基準は持たないのか、見解をお聞きいたします。

○教育部長（矢本博士）

ただいま御紹介いただきました東京都町田市の基準につきましては、町田市の人口密度や児童生徒数、市域の広さや、その中での学校の立地など、町田市の実情を踏まえて設定されたものでありますので、本市に置き換えて評価をすることはできないと考えております。失礼しました、私、町田市と申しましたが、足立区の間違いでした。訂正させていただきます。

○3番（猪飼健治）

足立区ですね。足立区では、このような速度なんでね。一律にはならないと思いますよ、一緒には。だけれども、例えば、だから、道路にしても信号の数とか違うと思いますけど、でも、足立区の小学生の歩く速さはゆっくりで、本市、小牧市の小学生は、歩く速さ速いんだとか、そのようなことはないと思います。小学生の低学年の子どもでも大きなランドセルを背負って、夏の暑い日も、冬の寒い日も通学をするわけです。しっかり実態を見ていただいて、何としても児童生徒の実態に合わせた通学距離、速度、そして通学時間を考えていただきたいと、そのように思います。

やはり、仮に、今後、小中学校が東部の地域に1個ずつになるというようなことがあるとしたら、やはり私は小学生が45分弱、45分歩くことになってしまうのではないかと予測をしております。そのようなことは何としてもやめていただきたいと思います。

また、スクールバスについても、運転手が確保できるように努力をお願いしたいと思います。

次に、（3）都市計画マスタープランとの整合性、地域づくりの一環としての学校

の在り方についてです。

第2段階目の再編の篠岡地区内の1小学校、中学校、そういう案だと、どうなるかというと、それは桃花台ニュータウンができる、1972年だと思いますけど、それ以前と同じ。つまり、桃花台が山だった頃の学校配置に戻ってしまうという、そういうことになると思います。要するに、それではニュータウン、今、現状8,953世帯、約9,000弱ですね。5月1日の時点でジャスト2万人です。その人が住んでいる桃花台ニュータウンは、存在しないのと同じ扱いになってしまうんじゃないですか、これだと。つまり、この地区内の1小学校、中学校というのは、桃花台ニュータウンがゴーストタウン化すると、それを前提とした学校の配置といっても、私は過言ではないと思います。

これでは、東部地域の人口減少に歯止めをかけて、少しでも若者人口を増やしていこうという、そういう考え方が全く反映されていない学校再編案だと言わざるを得ません。

そこで、東部地域、そして桃花台ニュータウンの将来を考えた上で、篠岡地区内の1小学校、中学校、どこに置くかはまた別の話ですよ。とにかく、1小学校、中学校案についてと、桃花台ニュータウンの将来を考えた上で、どう考えるのか、見解を再度お聞きをいたします。

○議長（小島倫明）

一般質問の途中でありますけれども、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

○教育長（中川宣芳）

先ほど答弁したとおり、学校はまちづくりにとっても重要な施設でありまして、また、学校運営におきましても、学校と地域とのつながりは欠かせないものであると考えています。

しかしながら、学校は一義的には教育施設でありますので、学校の在り方を考える上では、教育的な課題の解決や子どもたちの学びの保障という視点を置き去りにはできないと私は考えております。

繰り返しになりますが、篠岡地区については、このまま児童生徒数の減少が続いた場合、将来的には、1小学校1中学校の体制を検討する必要があるものと考えています。

学校再編を進めるに当たっては、より魅力ある学校づくりを進めていくとともに、地域とのつながりを再構築していくことで、地域づくりに貢献できる学校としていきたいと考えております。

以上です。

○3 番（猪飼健治）

私も、もちろん学校が教育が一義だというのは、そのとおりだと思います。ですけど、じゃあ、大規模校ならいいのかというと、小規模校にも子どもに寄り添った、目が届きやすいとか、生活指導も学習指導もしやすいとか、そういうよい点、利点もたくさん、この前お話ししましたよね。それはあるわけですよ、当然。そして、もう一つ大事なことは、やはり、子どもを持ってる親親御さんにとって、近くに学校がないのに、45分も歩かなきゃいけないような、そういうところに積極的に住みたいと思うのでしょうか。やはりそれは、そういう方はなかなかいらっしやらないと思います。

もし、そして桃花台ニュータウンがゴーストタウン化したら、スーパーや店舗などの、当然撤退とかも相次ぐでしょうから、これは桃花台ニュータウンだけの話ではないですよ。東部篠岡地域全体にとっても大問題だと。要するに、私はこの学校再編というのは、東部地域の未来がかかった学校再編だと私は思っております。

そこで、もう一点再質問をします。

篠岡地区内1小学校、中学校というのは、結局、1学校、12学級以上という学級数による機械的な統廃合だと私は思うわけですけど、そうすると、従来、教育委員会の方が言っていた、学校配置の基準については弾力的に扱っていくと何回も言っていましたよね、私の答弁に。そういうことには全くなっていないんだと思うんですけど、弾力的に扱うという方針は変えたわけなのでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

小牧市新たな学校づくり推進計画におきまして、学校の適正規模を小学校、中学校、いずれも12学級から24学級といたしました。

適正規模の条件を満たさない学校につきましては、適正規模に近づけていく努力をしていく必要がありますが、地域の実情に応じて、弾力的に運用していくこととしております。

学校再編計画につきましても、地域の皆様の意見を聴きながら策定していきたいと考えており、地域の実情に応じて策定を進めていく従来からの方針に変わりはありません。

以上です。

○3 番（猪飼健治）

方針に変わりはないということですから、ぜひ、そういうふうに弾力的に扱うということは、やはり先ほど言ったように、まさに子どもたちの通学の実態、通えるかどうかということを含めた、そういう通学の実態とか、この東部篠岡桃花台地域の将来

も考えて、機械的な再編をやめるというのが、まさに弾力的に扱うということだと私は思っております。そう考えていけば、第2期再編の東部地区内の1小学校、1中学校という案、これは取りやめにするのが、弾力的にするということになるのではないかと私は考えております。ぜひ、再考をお願いいたします。

次に、中項目（4）学校統廃合後の学校施設の利活用についてのアに関する再質問です。

篠岡地区学校を考える会では、統廃合後の施設の利活用については、どんな意見が出ていたのかお聞きをいたします。

○教育部次長（岩本 淳）

第2回篠岡地区の学校を考える会においては、跡地はどのようなになるのか、使われなくなった校舎の活用方法を検討してほしい、再編後のグラウンドや体育館の利用及び維持の考え方を明確にしてほしい、使われない校舎や体育館において利用できるスペースをつくってほしいといった施設の利活用や維持管理に関する意見が出されました。

○3番（猪飼健治）

私もその場にいたわけですが、校庭や体育館だけでなく、校舎、教室についても、避難施設としての活用も含めての話なんですけど、残してほしいという、そういう声が挙がっていたわけですね。私は全ての学校の施設を残せと言っているわけでも、そして、全ての校舎を残せと言っているわけじゃありません。一部の校舎でもいいんですよ。あるところの校舎は残すけど、この地域は残念ながらちょっと残せないとか、そういうこともあると思いますけど、機械的に、体育館だけはいいけど、校舎は駄目だとか、そんなようなのはやっぱりちょっと根拠がないと思います。ぜひとも、一部の校舎でもいいので残すことを考えていただきたいというふうに思います。

最後になんですけど、中項目（4）のイ、学校施設の利活用についての再質問であります。

今後、学校統廃合後の学校施設利活用についての検討の担当の部署は、教育委員会ではなくなると思うんですけれど、どこになるのでしょうか。担当部署について教えてください。

○市長公室長（入江慎介）

組織に関することありますので、私から御答弁を申し上げます。

学校再編後の学校施設の利活用につきましては、都市計画マスタープランなど、市全体のまちづくりを所管する都市政策部や、市有財産の有効活用等を統括する総務部をはじめとした、関係部署で連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3 番（猪飼健治）

担当部署がはっきりしたわけですから、本格的に学校施設の利活用について議論ができると思います。ただ、やはり、もちろん財政のことは当然あるとは思いますが、財政のことだけで考えてはいけないんじゃないかと私は思います。やはりその地域にとって、どういうふうに大事なのかという、例えば、今、先ほど例と挙げた、学校の施設を「グループふじとう」のような地域複合施設として活用すること、それから、また、校舎も避難場所として活用することを含めて、全く同じものをつくるんじゃないなくても、十分検討に値するものだと思います。ぜひとも、都市計画マスタープランとも整合性を持っていただいて、東部地域の人口減少に歯止めをかけて、少しでも、やはり若者の人口を増やしていく、そういう立場で未来をつくれるように、ぜひ前向きに、この利活用ということについても考えていただきたいと思います。

以上のことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小島倫明）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月18日、午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

（午後5時05分 散 会）

令和 7 年小牧市議会第 2 回定例会議事日程（第 3 日）

令和 7 年 6 月 1 7 日午前 1 0 時 開議

第 1 諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

第 2 一般質問

1 個人通告質問